

宮津市公報

令和2年4月1日

宮津市字柳縄手

345番地の1

宮津市総務部総務課発行

目 次

条 例

1 宮津市職員倫理条例	1
2 宮津市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	3
3 宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	3
4 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4
5 宮津市手数料条例の一部を改正する条例	7
6 宮津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	8
7 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	8
8 宮津まちなか地域振興拠点施設条例	9
9 宮津市急傾斜地崩壊対策事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例	12
10 宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例	12
11 宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例	13
12 宮津市市税条例等の一部を改正する条例	14
13 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	17
14 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	17
15 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	18

規 則

2 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	18
3 宮津市観光交流センター条例施行規則の一部を改正する規則	19
4 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	19
5 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	19
6 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	20
7 宮津市職員倫理規則	20
8 宮津市会計年度任用職員の任用等に関する規則	25
9 宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	26
10 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則	30
11 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの通勤に係る報酬の取扱いに関する規則を廃止する規則	33
12 宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	33
13 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則	33
14 宮津市財務規則の一部を改正する規則	34
15 宮津まちなか地域振興拠点施設条例施行規則	34
16 宮津市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則	36
17 宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規則の整備に関する規則	37
18 宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	37
19 宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	38

告 示

9 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	39
-----------------------	----

10	宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届	39
11	市民税の申告の期限の延長	39
12	認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（長江自治会）	39
13	指定地域密着型サービス事業者の指定	40
14	第1号通所事業の指定事業者の指定	40
15	宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届	40
16	宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届	40
17	宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱	41
18	宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱	41
19	宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱	41
20	宮津市総合計画策定委員会設置要綱	41
21	みやづ天橋立大使設置要綱を廃止する要綱	42
22	宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱	43
23	宮津市固定資産税等に係る返還金取扱要綱の一部を改正する要綱	43
24	宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱	43
25	宮津市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱	43
26	宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱	44
27	宮津市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成金交付要綱	44
28	宮津市商工業振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱	46
29	宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	47
30	宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係要綱の整備に関する要綱	48
31	宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	49
32	天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	49
33	犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託	49
34	宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	49
35	大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	49
36	宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	50
37	宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務委託	51
38	宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託	51
39	宮津市宮宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	52
40	宮津市宮天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	52
41	ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務委託	52
42	宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務委託	52
43	市府民税等の収納の事務委託	53
44	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）	53
45	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（麻しん、風しん）	54
46	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（日本脳炎）	56
47	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ヒブ感染症）	57
48	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（小児の肺炎球菌感染症）	58
49	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（子宮頸がん予防）	59
50	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（水痘）	60
51	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（B型肝炎）	60
52	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（高齢者の肺炎球菌感染症）	61
53	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（結核）	63
54	会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任の変更	63
55	令和2年度の固定資産価格等の固定資産課税台帳登録	65
56	令和2年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	66
57	認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（小寺自治会）	66
58	認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（浜野路自治会）	66
59	認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（漁師町自治会）	66
60	認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（田井自治会）	67

61 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（中村自治会）	67
62 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（溝尻自治会）	67
63 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（島陰自治会）	68
64 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（中津自治会）	68

訓 令

1 宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程	68
2 宮津市職員の再任用の手續等に関する要綱の一部を改正する要綱	69
3 宮津市嘱託職員取扱要領を廃止する要領	69
4 宮津市臨時職員取扱要領を廃止する要領	69
5 宮津市災害対策本部規程の一部を改正する規程	70

公 告

9 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	75
10 農用地利用集積計画の縦覧	76
11 消防訓練における消防車のサイレン吹鳴	76
12 公示送達	76
13 公示送達	76
14 宮津まちなか地域振興拠点施設の指定管理者の募集	76

水 道 企 業

《水道告示》

1 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	77
2 宮津市水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印、水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印凸版及び水道企業出納員印の廃止	78
3 宮津市水道事業会計における内部保留資金管理運用要綱の一部を改正する要綱	78
4 宮津市高齢者世帯公共下水道排水設備整備費補助金交付要綱	79
5 宮津市水洗便所改造資金融資要綱	80
6 宮津市私道内公共下水道管布設工事実施要綱	81

《上下水道告示》

1 宮津市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の一部を取り扱わせる総括出納取扱金融機関、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定	82
2 水道使用料金等徴収業務の事務委託	83
3 水道使用料金及び公共下水道使用料の収納の事務委託	83
4 水道使用料金等の徴収の事務委託	84
5 上下水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印、上下水道事業の管理者の権限を行う者としての市長職務代理者印及び上下水道企業出納員印の調製	84
6 上下水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印の印影の作成	85

《規 程》

1 宮津市行政財産使用料規程	85
2 宮津市公共下水道条例施行規程	86
3 宮津市下水道排水設備指定工事事業者に関する規程	89
4 宮津市公共下水道使用料条例施行規程	92
5 宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程	94
6 宮津市水道事業会計規程の一部を改正する規程	96
7 宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規程の整備に関する規程	109
8 宮津市水道事業嘱託職員取扱規程及び宮津市水道事業臨時職員取扱規程を廃止する規程	112

《公 告》

- 1 公共下水道受益者負担金を賦課する区域…………… 112

—— 議 会 ——

《規 程》

- 1 宮津市議会事務局規程の一部を改正する規程…………… 113

—— 教 育 委 員 会 ——

《規 則》

- 1 宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 …… 113
 2 宮津市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則… 113
 3 宮津市教育委員会基本規則等の一部を改正する規則…………… 114

《告 示》

- 4 宮津市教育委員会臨時会の招集…………… 115
 5 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 115

《訓 令》

- 1 宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程…………… 115

—— 監 査 委 員 ——

《告 示》

- 1 宮津市監査基準…………… 115

《規 程》

- 1 宮津市監査委員監査規程の廃止…………… 119

《監査公表》

- 87 定期監査結果の公表…………… 119

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

- 3 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 125

条 例

宮津市職員倫理条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 1 号

宮津市職員倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であること及び職員の職務外の行動であってそれが公務に対する市民の信頼に影響を及ぼし得ることに鑑み、職員の公務員倫理の確立及び保持に関し必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止及び職員の公務員倫理に対する意識の高揚を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する本市の職員をいう。
- (2) 管理職員 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 27 号）第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員をいう。
- (3) 任命権者 法第 6 条に規定する任命権者をいう。
- (4) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第 4 号の事業者等とみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第 3 条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(職員倫理規則)

第 4 条 市長は、前条に規定する倫理原則を踏まえ、職員の公務員としての倫理の確立及び保持を図るために必要な事項に関する規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

(管理職員の責務)

第 5 条 管理職員は、その職責の重要性を自覚し、率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、管理又は監督の対象となる職員に対し、公務員としての倫理の保持のために必要な指導、助言等をしてなければならない。

2 管理職員は、職員の職務に係る非行を発生させることのないよう、職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図らなければならない。

(任命権者の責務)

第 6 条 任命権者は、職員の公務員としての倫理の確立及び保持を図るため、職員に対し、市民の疑惑や不信を招くことがないように注意を喚起するとともに、研修の実施その他必要な措置を講じな

ればならない。

(市民等の責務)

第 7 条 市民及び事業者等は、常に市政の運営に関心を払い、公正かつ適正な手続による行政運営の確保に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 何人も、職員に対し公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求め、及び社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為をしてはならない。

(倫理監督者)

第 8 条 職員の公務員としての倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、各部長、議会事務局長、教育委員会事務局教育次長をもって充てる。この場合において、総務部長は、選挙管理委員会の事務部局、監査委員の事務部局、公平委員会の事務部局、農業委員会の事務部局及び会計管理者の権限に属する事務部局の倫理監督者を兼ねるものとする。

3 倫理監督者は、職員に対し公務員としての倫理の保持に関する指導、助言等を行うとともに、必要な調査、報告等を行うものとする。

(不当要求の拒否等)

第 9 条 職員は、違法な行為、公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為（不作為を含む。）又は暴力行為等の社会通念上、相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求の実現を図ろうとする行為（以下これらを「不当要求行為等」という。）を求める要求があったときは、これを拒否するとともに、不当要求報告書を倫理監督者に提出しなければならない。

(倫理通報)

第 10 条 職員は、この条例若しくは職員倫理規則に違反する行為又はその疑いに関する通報を行う場合は、倫理監督者又は職員倫理規則で定める宮津市職員倫理委員会（以下「委員会」という。）に対し、誠実かつ詳細に行うよう努めるとともに、原則として自らの氏名を明らかにして行うものとする。

(不利益取扱いの禁止等)

第 11 条 何人も、職員が第 9 条に規定する報告又は前条に規定する通報（以下「不当要求報告等」という。）をしたことを理由として、当該職員に不利益な取扱いをしてはならない。

2 職員は、不当要求報告等を行ったことにより不利益な取扱いを受けた場合は、任命権者又は委員会に対し、当該不利益な取扱いに関する申立て（以下「申立て」という。）を行うことができる。

(不当要求報告等に係る調査等の手続)

第 12 条 不当要求報告等及び申立てに係る調査、審査その他の手続について必要な事項は、職員倫理規則で定める。

(不当要求行為等に係る措置)

第 13 条 任命権者は、不当要求報告等及び申立てに係る事実が判明したときは、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 不当要求報告等又は申立ての事実があることが判明したとき 当該不当要求行為等の行為者に対し、警告、勧告、処分、告発等必要な措置

(2) 不当要求報告等又は申立ての事実がないことが判明した場合であって、当該不当要求報告等又は申立てによって名誉を害されたものがあると認めるとき 当該名誉を回復するための措置

(贈与等の報告)

第 14 条 職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として職員倫理規則で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が職員倫理規則で定める額を超える場合に限る。）は、贈与等報告書を職員倫理規則で定める期間内に、任命権者に提出しなければならない。

(報告書の保存及び閲覧)

第 15 条 前条の規定により提出された贈与等報告書は、これを提出すべき期間の末日の翌日から起

算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、任命権者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき20,000円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。

（懲戒処分等の公表）

第16条 任命権者は、職員にこの条例又は職員倫理規則に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、職員の公務員倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

- 2 市長は、任命権者が第13条第1号の規定により措置を行った場合について、公表その他必要な措置を講じることができる。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第2号

宮津市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

宮津市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市職員等の服務の宣誓に関する条例

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第31条」の次に「(同法第9条の2第12項において準用する場合を含む。)」を加え、「基き」を「基づき」に改め、「職員」の次に「又は公平委員会の委員（以下「職員等」という。）」を加え、「関し、規定することを目的とする」を「ついて必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条の見出し中「職員の」を削り、同条中「職員」を「職員等」に改め、「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条に規定する府費負担の教職員にあっては宮津市教育委員会。以下同じ。)」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第3条の見出し中「権限の」を削り、同条中「を除く外」を「のほか」に、「職員」を「職員等」に、「関し、必要な事項は任命権者が定めることができる」を「ついて必要な事項は、任命権者が別に定める」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第3号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

（宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成32年 3 月31日」を「令和 3 年 3 月31日」に改める。

（宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第 2 条 宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和49年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「平成32年 3 月31日」を「令和 3 年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 4 号

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項のうち、宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の改正規定中

「

(37) まち・ひと・しごと創生有識者会議の座長	同	20,000円
(38) 同委員	同	15,000円又は7,500円
(39) 男女共同参画審議会の会長	同	20,000円
(40) 同委員	同	7,500円
(41) 非常勤職員公務災害補償等認定委員会委員	同	17,200円
(42) 非常勤職員公務災害補償等審査会委員	同	17,200円
(43) いじめ調査委員会の会長	同	20,000円
(44) 同委員	同	7,500円
(45) 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会の会長	同	20,000円
(46) 同委員	同	17,200円又は7,500円
(47) 老人ホーム入所判定委員会の委員長	同	7,500円
(48) 同委員	同	5,500円
(49) 介護認定審査会委員	同	17,200円
(50) 子ども・子育て会議の会長	同	20,000円
(51) 同委員	同	7,500円
(52) 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	同	17,200円
(53) 休日応急診療所運営委員会委員	同	5,000円
(54) 市営住宅等入居者選考委員会委員	同	7,500円
(55) 教育支援委員会委員	同	7,500円
(56) いじめ防止対策推進委員会の会長	同	20,000円
(57) 同委員	同	7,500円
(58) 小中一貫教育研究推進協議会の会長	同	20,000円
(59) 同委員	同	7,500円
(60) 第29号から前号までに掲げる者以外の者で、法令又は条例等により設けられた委員会（審議会その他これ	同	9,000円

に準ずるものを含む。)の委員長等	
(61) 同委員	同 7,500円
(62) 産業医	月額 30,000円
(63) 顧問弁護士	同 70,000円
(64) 保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円及び 人数割報酬(園児1人につき 1,010円)を加えた額
(65) 福祉事務所嘱託医	月額 65,000円
(66) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 28,100円
(67) 歯科衛生士	同 6,000円又は4,500円
(68) 臨床心理士	同 9,800円又は6,200円
(69) 児童指導員	同 6,200円
(70) 削除	削除
(71) 認知症初期集中支援チーム員	日額 10,000円
(72) 休日応急診療所管理医師	月額 70,000円
(73) 休日応急診療所医師	日額 90,000円(年末年始の休 日等任命権者が指定する日に勤 務する場合は、135,000円)
(74) 休日応急診療所看護師	同 11,500円(年末年始の休 日等任命権者が指定する日に勤 務する場合は、17,500円)
(75) 小学校嘱託医及び小学校嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人 数割報酬(児童1人につき1,010 円)及び就学時健診報酬20,000 円を加えた額
(76) 小学校嘱託医(耳鼻科)	同 人数割報酬(児童1人につ き420円)
(77) 小学校嘱託医(眼科)	同 基本報酬(実施校1校につ き10,000円)に人数割報酬(児 童1人につき275円)を加えた額
(78) 小学校嘱託薬剤師	同 157,000円
(79) 中学校嘱託医及び中学校嘱託歯科医	同 基本報酬224,000円に人数 割報酬(生徒1人につき1,010 円)を加えた額
(80) 中学校嘱託医(耳鼻科)	同 人数割報酬(生徒1人につ き420円)
(81) 中学校嘱託医(眼科)	同 基本報酬(実施校1校につ き10,000円)に人数割報酬(生 徒1人につき275円)を加えた額
(82) 中学校嘱託薬剤師	同 157,000円
(83) 幼稚園長(小学校長兼務)	月額 7,500円
(84) 幼稚園嘱託医及び幼稚園嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人 数割報酬(園児1人につき1,010 円)を加えた額
(85) 幼稚園嘱託薬剤師	同 157,000円
(86) 地区公民館長	月額 23,000円
(87) 地区公民館主事	同 34,000円
(88) 公民館活動指導員	同 23,000円
(89) スポーツ推進委員の会長	年額 20,000円

を

(90) 同委員	同 18,000円
(91) 第62号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、 参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定め る額

「

(37) 総合計画策定委員会の委員長	同 20,000円
(38) 同委員	同 15,000円又は7,500円
(39) まち・ひと・しごと創生有識者会議の座長	同 20,000円
(40) 同委員	同 15,000円又は7,500円
(41) 男女共同参画審議会の会長	同 20,000円
(42) 同委員	同 7,500円
(43) 非常勤職員公務災害補償等認定委員会委員	同 17,200円
(44) 非常勤職員公務災害補償等審査会委員	同 17,200円
(45) いじめ調査委員会の会長	同 20,000円
(46) 同委員	同 7,500円
(47) 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会の 会長	同 20,000円
(48) 同委員	同 17,200円又は7,500円
(49) 老人ホーム入所判定委員会の委員長	同 7,500円
(50) 同委員	同 5,500円
(51) 介護認定審査会委員	同 17,200円
(52) 子ども・子育て会議の会長	同 20,000円
(53) 同委員	同 7,500円
(54) 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	同 17,200円
(55) 休日応急診療所運営委員会委員	同 5,000円
(56) 市営住宅等入居者選考委員会委員	同 7,500円
(57) 教育支援委員会委員	同 7,500円
(58) いじめ防止対策推進委員会の会長	同 20,000円
(59) 同委員	同 7,500円
(60) 小中一貫教育研究推進協議会の会長	同 20,000円
(61) 同委員	同 7,500円
(62) 第29号から前号までに掲げる者以外の者で、法令又 は条例等により設けられた委員会（審議会その他これ に準ずるものを含む。）の委員長等	同 9,000円
(63) 同委員	同 7,500円
(64) 産業医	月額 30,000円
(65) 顧問弁護士	同 70,000円
(66) 保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円及び 人数割報酬（園児1人につき 1,010円）を加えた額
(67) 福祉事務所嘱託医	月額 65,000円
(68) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 28,100円
(69) 歯科衛生士	同 6,000円又は4,500円
(70) 臨床心理士	同 9,800円又は6,200円
(71) 児童指導員	同 6,200円
(72) 認知症初期集中支援チーム員	同 10,000円
(73) 休日応急診療所管理医師	月額 70,000円

に

(74) 休日応急診療所医師	日額 90,000円（年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、135,000円）
(75) 休日応急診療所看護師	同 11,500円（年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、17,500円）
(76) 小学校嘱託医及び小学校嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人数割報酬（児童1人につき1,010円）及び就学時健診報酬20,000円を加えた額
(77) 小学校嘱託医（耳鼻科）	同 人数割報酬（児童1人につき430円）
(78) 小学校嘱託医（眼科）	同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（児童1人につき275円）を加えた額
(79) 小学校嘱託薬剤師	同 157,000円
(80) 中学校嘱託医及び中学校嘱託歯科医	同 基本報酬224,000円に人数割報酬（生徒1人につき1,010円）を加えた額
(81) 中学校嘱託医（耳鼻科）	同 人数割報酬（生徒1人につき430円）
(82) 中学校嘱託医（眼科）	同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（生徒1人につき275円）を加えた額
(83) 中学校嘱託薬剤師	同 157,000円
(84) 幼稚園長（小学校長兼務）	月額 7,500円
(85) 幼稚園嘱託医及び幼稚園嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人数割報酬（園児1人につき1,010円）を加えた額
(86) 幼稚園嘱託薬剤師	同 157,000円
(87) 地区公民館長	月額 23,000円
(88) 地区公民館主事	同 34,000円
(89) 公民館活動指導員	同 23,000円
(90) スポーツ推進委員の会長	年額 20,000円
(91) 同委員	同 18,000円
(92) 第64号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第5号

宮津市手数料条例の一部を改正する条例

宮津市手数料条例（平成12年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28号及び第29号」を「第27号及び第28号」に改める。

別表中第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

* * *

宮津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第6号

宮津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

宮津市固定資産評価審査委員会条例（昭和29年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第7号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の5.5」を「100分の5.6」に改める。

第4条中「100分の30.4」を「100分の28.4」に改める。

第5条中「24,200円」を「24,000円」に改める。

第5条の2第1号中「17,200円」を「17,100円」に改め、同条第2号中「8,600円」を「8,550円」に改め、同条第3号中「12,900円」を「12,825円」に改める。

第6条中「100分の2.1」を「100分の2.2」に改める。

第7条中「100分の11.4」を「100分の11」に改める。

第7条の2中「9,100円」を「9,300円」に改める。

第7条の3第1号中「6,500円」を「6,600円」に改め、同条第2号中「3,250円」を「3,300円」に改め、同条第3号中「4,875円」を「4,950円」に改める。

第8条中「100分の1.9」を「100分の2.2」に改める。

第9条中「100分の14.6」を「100分の13.9」に改める。

第9条の2中「10,400円」を「11,100円」に改める。

第9条の3中「5,500円」を「5,600円」に改める。

第23条第1号ア中「16,940円」を「16,800円」に改め、同号イ（ア）中「12,040円」を「11,970円」に改め、同号イ（イ）中「6,020円」を「5,990円」に改め、同号イ（ウ）中「9,030円」を「8,980円」に改め、同号ウ中「6,370円」を「6,510円」に改め、同号エ（ア）中「4,550円」を「4,620円」に改め、同号エ（イ）中「2,280円」を「2,310円」に改め、同号エ（ウ）中「3,420円」を「3,470円」に改め、同号オ中「7,280円」を「7,770円」に改め、同号カ中「3,850円」を「3,920円」に改め、同条第2号ア中「12,100円」を「12,000円」に改め、同号イ（ア）中「8,600円」を「8,550円」に改め、

同号イ（イ）中「4,300円」を「4,280円」に改め、同号イ（ウ）中「6,450円」を「6,420円」に改め、同号ウ中「4,550円」を「4,650円」に改め、同号エ（ア）中「3,250円」を「3,300円」に改め、同号エ（イ）中「1,630円」を「1,650円」に改め、同号エ（ウ）中「2,440円」を「2,480円」に改め、同号オ中「5,200円」を「5,550円」に改め、同号カ中「2,750円」を「2,800円」に改め、同条第3号ア中「4,840円」を「4,800円」に改め、同号イ（ア）中「3,440円」を「3,420円」に改め、同号イ（イ）中「1,720円」を「1,710円」に改め、同号イ（ウ）中「2,580円」を「2,570円」に改め、同号ウ中「1,820円」を「1,860円」に改め、同号エ（ア）中「1,300円」を「1,320円」に改め、同号エ（イ）中「650円」を「660円」に改め、同号エ（ウ）中「980円」を「990円」に改め、同号オ中「2,080円」を「2,220円」に改め、同号カ中「1,100円」を「1,120円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

* * *

宮津まちなか地域振興拠点施設条例をここに公布する。

令和2年3月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第8号

宮津まちなか地域振興拠点施設条例

（設置）

- 第1条 観光振興に資する情報を発信し、住民と来訪者との交流を促進するとともに、地域産業の振興及びまちなかの活性化を図るため、宮津まちなか地域振興拠点施設（以下「拠点施設」という。）を宮津市字浜町3007番地に設置する。

（施設の構成等）

- 第2条 拠点施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 観光案内所
- (2) 農産物等直売所
- (3) 飲食物等販売所
- (4) 屋外駐車場
- (5) 立体駐車場

- 2 拠点施設の供用時間及び休所日は、規則で定める。

（指定管理者による管理）

- 第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、観光案内所、農産物等直売所、飲食物等販売所及び屋外駐車場（以下「観光案内所等」という。）の管理を行わせる。

- 2 前項の規定により指定管理者に行わせる観光案内所等の管理に関する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 観光案内所等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 次条第1項の使用の許可及び第10条第1項の許可に関する業務
- (3) 観光情報の提供及び観光施設等の紹介に関する業務
- (4) 農産物、飲食物等の販売に関する業務
- (5) 観光案内所等における交流の場の利用促進に関する業務
- (6) その他観光案内所等の設置の目的を達成するために必要な業務（使用の許可）

第4条 観光案内所、農産物等直売所若しくは飲食物等販売所を使用しようとする者又は観光案内所等の屋外部分を駐車目的以外に使用しようとする者は、指定管理者（前条第2項第2号に掲げる業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、市長。以下この条、次条、第10条及び第12条において同じ。）にその許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可（以下「使用の許可」という。）に際し、条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項に規定する使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

（許可の取消し等）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは中止させることができる。

(1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例、規則又は指定管理者の指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(3) 災害その他不可抗力の理由により使用ができなくなったとき。

(4) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項第1号から第3号までに該当し、同項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあっても、指定管理者はその責めを負わない。

（利用料金等）

第6条 使用者は、指定管理者にその使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 使用者は、市長が使用の許可を行ったときは、第1項の規定にかかわらず、利用料金の額と同額の使用料を市に納付しなければならない。この場合において、使用料の減免等については、利用料金の例によるものとする。

（利用料金の減免）

第7条 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減免することができる。

（立体駐車場）

第8条 立体駐車場を使用できる自動車は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普通自動車とする。

2 立体駐車場に自動車を駐車させる者は、別表第2に定める駐車料金を納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、市長が別に定める駐車料金を入庫時に徴収することができる。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

（行為の禁止）

第9条 拠点施設においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）が特別の必要があると認めるものについては、この限りでない。

(1) 風紀を乱し、又は他の使用者等に迷惑を及ぼす行為をすること。

(2) 拠点施設を損傷し、又は汚損すること。

(3) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(4) 指定された場所以外ではり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

- (5) ごみその他の汚物を所定の場所以外に捨てること。
 (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
 (7) 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の利用及び管理に支障がある行為をすること。
 (特別の設備等)

第 1 0 条 使用者は、農産物等直売所又は飲食物等販売所の使用に際し、特別の設備を設置し、当該施設に変更を加えるときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の許可について準用する。

3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備等を備えさせることができる。

(目的外使用等の禁止)

第 1 1 条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復)

第 1 2 条 使用者は、観光案内所、農産物等直売所若しくは飲食物等販売所の使用が終わったとき、又は使用の許可若しくは第 10 条第 1 項の許可が取り消されたときは、原状に復さなければならない。ただし、相当の事情があると指定管理者が認めた場合においては、原状回復に要すると指定管理者が認める費用の負担をもって、これに代えることができる。

(遵守事項)

第 1 3 条 拠点施設を利用する者（使用者を含む。以下同じ。）は、拠点施設内の規律を守り、この条例、規則その他市長等の指示に従わなければならない。

(賠償責任)

第 1 4 条 拠点施設を利用する者は、拠点施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第 1 5 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第 6 条第 2 項の規定による利用料金の額の設定は、この条例の施行の日前においても当該規定の例により行うことができる。

(宮津市農産物等直売所条例及び宮津市観光交流センター条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 宮津市農産物等直売所条例（平成 21 年条例第 25 号）
 (2) 宮津市観光交流センター条例（平成 27 年条例第 8 号）

別表第 1（第 6 条関係）

観光案内所等の利用料金の上限の額

区分		上限額
観光案内所	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2,000 円
農産物等直売所	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2,000 円
飲食物等販売所	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2,000 円
観光案内所等の屋外部分（駐車目的以外の使用に限る。）	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	100 円
付属設備		規則で定める額

備考 観光案内所、農産物等直売所及び飲食物等販売所の利用料金は、共益費を含むものとし、光熱水費は実費相当額として別途加算する。

別表第 2 (第 8 条関係)

立体駐車場駐車料金

金額 (駐車 1 回 1 台につき)		納付方法
5 時間以内	無料	出場の際に納付するものとする。ただし、第 8 条第 3 項に該当する場合は、この限りでない。
5 時間を超える 1 時間までごとに	200 円	
入庫後 24 時間までごとの限度額	1,000 円	

* * *

宮津市急傾斜地崩壊対策事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 9 号

宮津市急傾斜地崩壊対策事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例

宮津市急傾斜地崩壊対策事業費分担金徴収条例（平成 30 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市急傾斜地崩壊対策事業等事業費分担金徴収条例

第 1 条中「、京都府が行う急傾斜地崩壊対策事業等（以下）を「京都府が行う急傾斜地崩壊対策事業等又は本市が行う災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等（以下これを）」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条中「当該年度における事業に要する費用のうち市が負担する額の 100 分の 10 以内で市長が定める額」を「別表のとおり」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（事業の範囲）

第 2 条 この条例の適用を受ける事業は、次のとおりとする。

- (1) 急傾斜地崩壊対策事業
- (2) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業
- (3) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策特別事業
- (4) 宮津市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
- (5) その他前各号に類する事業で市長が特に必要と認めるもの

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 4 条関係）

事業の種別	分担金の額
(1) 急傾斜地崩壊対策事業	当該年度における事業に要する費用のうち市が負担する額の 100 分の 10 以内で市長が定める額
(2) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	
(3) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策特別事業	
(4) 宮津市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	当該年度における事業に要する費用の額から国又は府の補助金を除いた額の 100 分の 50 以内で市長が定める額
(5) その他前各号に類する事業で市長が特に必要と認めるもの	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第10号

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定目的住宅 市営住宅のうち、特定の要件を備える者を優先的に入居させることを目的とした規則で定める住宅をいう。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特定目的住宅に入居することができる者は、前2項に定めるもののほか、規則で定める条件を具備する者でなければならない。

第8条第3項中「抽せん」を「抽選」に改め、同条第5項中「寡婦」の次に「(寡夫)」を加える。

第10条第1項第1号中「市内に居住し入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する」を削り、同条中第3項を削り、第4条を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第13条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、市営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第14条第3項中「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第16条中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改める。

第17条の見出し中「、延滞金の徴収」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第28条第2項中「金額」の次に「又は令第10条の基準により定めた金額」を加える。

第30条第1項中「第13条第1項」を「第13条第1項若しくは第4項」に改め、同条第2項中「令第8条第2項」を「令第8条第2項又は第3項」に改める。

第32条第1項中「第13条第1項及び」を「第13条第1項及び第4項並びに」に改める。

第35条第1項、第38条及び第39条中「第13条第1項」を「第13条第1項若しくは第4項」に改める。

第41条第3項中「年5分」を「年3分」に改める。

第50条中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第52条第1項中「第13条第1項」を「第13条第1項若しくは第4項」に改める。

第53条中「第13条第1項」を「第13条第1項若しくは第4項」に、「明け渡し」を「明渡し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第10条の規定は、この条例の施行の日以後に締結する住宅賃貸契約書の手続について適用し、同日前に締結する住宅賃貸契約書の手続については、なお従前の例による。

* * *

宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第11号

宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宮津市水道事業給水条例（平成10年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項の表中「1,048円」を「1,728円」に、「16円」を「19円」に、「141円」を「168円」に、「170円」を「203円」に、「192円」を「229円」に、「211円」を「252円」に、「205円」を「244円」に、「10,800円」を「14,400円」に、「60円」を「80円」に、「343円」を「456円」に改め、同条第3項第1号中「1,048円」を「1,728円」に改める。

第33条第1項の表中「477円」を「500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第27条の規定は、令和2年10月分として徴収すべき使用料金から適用し、当該月分前の分として徴収すべき使用料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第33条第1項の規定は、令和2年4月1日以後において宮津市水道事業給水条例第16条の規定による申込み又は第21条第1項第1号の規定による届出があったものに係る開栓又は閉栓手数料について適用し、同日前にこれらの申込み又は届出があったものに係る開栓又は閉栓手数料については、なお従前の例による。

* * *

宮津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第12号

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

（宮津市市税条例の一部改正）

第1条 宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第57条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「みなす」を「みなすことができる」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に改め、「施行規則第16条の2の3」の次に「第2項」を加え、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第4条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第6条の2中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第7条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第8条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項から第4項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第9条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第11条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第11条の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日まで」に改める。

附則第12条第2項から第4項までの規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第16条の2の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項から第5項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条の2の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第22条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち附則第12条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「令和34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第5条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第6条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(宮津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第14項の表第6項の項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(宮津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」を「平成31年3月31日」を「令和元年9月30日」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に、「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8

号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第13号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第23条中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第14号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,230円」を「20,940円」に改め、同条第3項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「48,170円」を「37,700円」に改め、同条第4項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「60,730円」を「58,640円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第3条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元

年度分までの保険料については、なお従前の例による。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第15号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第 2 号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第 3 項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第 3 条の 4 第 5 項第 2 号及び第 6 項並びに第 4 条第 7 項第 2 号及び第 8 項中「100分の 5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中

「			を	「			に改め、同表備考 1 中「
円	円	円		円	円	円	
12, 400	13, 300	14, 200		12, 440	13, 320	14, 200	
10, 600	11, 500	12, 400		10, 670	11, 550	12, 440	
8, 800	9, 700	10, 600		8, 900	9, 790	10, 670	
」				」			

死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

規 則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 5 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 2 号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 3 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 2 号を次のように改める。

(2) 削除	削除
--------	----

別表第 3 第 4 号を次のように改める。

(4) 地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認められる期間
---	----------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市観光交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 19 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 3 号

宮津市観光交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市観光交流センター条例施行規則（平成 27 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考を削る。

別表第 2 中「100 円」を「350 円」に、「50 円」を「100 円」に改め、同表に次のように加える。

簡易テーブル、イス	1 セット 1 日につき	250 円
-----------	--------------	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後の付属設備の使用に係る使用料について適用し、同日前の付属設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

* * *

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 4 号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和 38 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 5 号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則（令和元年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和 39 年規則第 5 号）第 13 条の改正規定を次のように改める。

第 13 条を次のように改める。

第 1 3 条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、市長が定めるものとする。

(1) 条例第 4 条の 3 第 1 項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 100

分の120

(2) 再任用職員 100分の47

第2条中宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則第13条の改正規定の次に次のように加える。
第13条の2を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第6号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則（平成28年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表建設部の部上下水道課の項中「水道整備係 下水道整備係」を「施設整備係 浄水係」に改める。

第8条企画課定住・空家対策係の項第1号中「促進」の次に「及び関係人口の創出」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 市民協働のまちづくりに関すること。

第8条企画課魅力発信係の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第10条社会福祉課地域福祉係の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 庁内の庶務事務に関すること。

第12条中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改め、同条都市住宅課都市計画係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条都市住宅課建築住宅係の項に次の1号を加える。

(5) 開発行為に関すること。

第12条上下水道課管理係の項中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号を第2号とし、同条上下水道課下水道整備係の項を次のように改める。

施設整備係

(1) し尿等の下水道処理に係る整備に関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員倫理規則をここに公布する。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第7号

宮津市職員倫理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津市職員倫理条例（令和2年条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の公務員としての倫理の確立及び保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(倫理行動基準)

第3条 職員は、地方公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、自らを厳しく律するとともに、市民から信頼されるよう、第1号から第3号までに掲げる条例第3条の倫理原則とともに第4号及び第5号に掲げる事項を公務員倫理の確立及び保持を図るために遵守すべき規準として、

行動しなければならない。

- (1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第4条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号及び宮津市行政手続条例（平成8年条例第14号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（条例第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (2) 補助金等（補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (3) 立入検査又は監査（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
 - (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号及び宮津市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
 - (5) 行政指導（行政手続法第2条第6号及び宮津市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
 - (6) 市の支出の原因となる契約に関する事務又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(禁止行為)

第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
 - (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7) 利害関係者と共に飲食をすること。
 - (8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (9) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
 - (10) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利用関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
 - (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
 - (8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあっては、倫理監督者が、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。
- 3 第1項の規定の適用については、職員（同項第10号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者との間において、物品若しくは不動産を売却し、若しくは購入した場合、物品若しくは不動産を貸し付け、若しくは借り受けた場合又は役務を提供し、若しくは受領した場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく高いとき又は低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- （禁止行為の例外）
- 第6条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第10号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。
- 2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断

することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

- 3 職員は、同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は市の機関が行った研修若しくは市から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であって、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であって自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項の規定にかかわらず、これを行うことができる。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第8条 職員は、他の職員の第5条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第5条第1項第10号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

(講演等に関する規制)

第9条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

(倫理監督者への相談)

第10条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

- 2 第6条第2項及び前項に掲げる場合のほか、職員は、公務員としての倫理の確立及び保持に関して、必要に応じて倫理監督者に相談するものとする。

(宮津市職員倫理委員会)

第11条 職員の公務員としての倫理の確立及び保持を図るため、宮津市職員倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 次条から第14条までに規定する審査、報告等に関すること。

(2) 職員の公務員としての倫理の確立及び保持のために必要な事項に係る調査研究及び任命権者への意見の具申に関すること。

- 3 委員会は、副市長、総務部長及び市長が別に定める者をもって組織する。

4 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、市長が指定する委員がその職務を代理する。

7 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

8 委員会の会議は、必要に応じ関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

9 委員会の庶務は、人事担当課において処理する。

(不当要求報告書に係る調査等の手続)

第12条 倫理監督者は、条例第9条第2項の規定による不当要求報告書の提出があつたときは、直ちに委員会に通知するとともに、調査を行い、その調査結果を委員会に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに審査を行い、その審査結果に同項の調

査結果を添えて、任命権者及び倫理監督者に報告しなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による報告を受けた事項及び条例第13条の規定により講じた措置について、その都度、市長に報告しなければならない。

4 倫理監督者は、第2項の規定による報告を受けた事項及び条例第13条の規定により講じた措置を当該報告者に通知しなければならない。

(倫理通報に係る調査等の手続)

第13条 倫理監督者は、職員から条例第10条に規定する通報（以下この条において「倫理通報」という。）があったときは、直ちに委員会に通知するとともに、調査を行い、その調査結果を委員会に報告しなければならない。ただし、倫理通報が直接委員会にあったときは、直ちに委員会が指名する者が調査を行い、その調査結果を委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに審査を行い、その審査結果に同項の調査結果を添えて、任命権者に報告しなければならない。ただし、倫理通報が倫理監督者にあったときは、審査結果に同項の調査結果を添えて倫理監督者にも報告しなければならない。

3 前条第3項の規定は、倫理通報に係る市長への報告について準用する。

4 倫理監督者は、第2項の審査結果を倫理通報者に通知しなければならない。ただし、倫理通報が直接委員会にあった場合は、委員会が通知するものとする。

(不利益取扱いの申立てに係る調査等の手続)

第14条 任命権者は、条例第11条第2項に規定する申立て（以下この条において「申立て」という。）があったときは、直ちに委員会に通知するとともに、調査を行い、その調査結果を委員会に報告しなければならない。ただし、申立てが直接委員会にあったときは、直ちに委員会が指名する者が調査を行い、その調査結果を委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに審査を行い、その審査結果に同項の調査結果を添えて、任命権者に報告しなければならない。

3 第12条第3項の規定は、申立てに係る市長への報告について準用する。

4 委員会は、第2項の規定による報告を受けた事項及び条例第13条の規定により講じた措置を当該申立者に通知しなければならない。

(贈与等の報告)

第15条 条例第14条の規則で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

(1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等であって職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬

2 条例第14条の規則で定める額は、1件につき5,000円とする。

3 条例第14条の規則で定める期間は、当該贈与等を受けた日又は当該報酬の支払を受けた日から起算して14日以内とする。

(贈与等報告書の閲覧)

第16条 条例第15条第2項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

2 贈与等報告書の閲覧は、任命権者が指定する場所でこれをしなければならない。

(その他の事項)

第17条 この規則に定めるもののほか、不当要求報告書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

———— * * * ————

宮津市会計年度任用職員の任用等に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 8 号

宮津市会計年度任用職員の任用等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用等について必要な事項を定めるものとする。

(職及び任用数)

第 2 条 会計年度任用職員の職及び任用数は、任命権者が市長と協議して別に定める。

(任用)

第 3 条 会計年度任用職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により任命権者が任命する。

2 会計年度任用職員の任用の手続及び選考の方法は、任命権者が別に定める。

3 会計年度任用職員の任用に当たっては、公募によることとする。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

(1) 能力の実証を会計年度任用職員としての従前の実績に基づき行うことができると任命権者が認める場合

(2) 職務の性質上、公募により難いと任命権者が認める場合

5 前項第 1 号の規定による公募によらない再度の任用は、次に掲げる要件の全てを満たす者に限り認めるものとする。

(1) 第 4 項第 1 号の規定による能力の実証の結果が良好であること。

(2) 当該任用を行う職と職務の内容が同種である前年度に設置されていた会計年度任用の職に任命されていた者であること。

(3) 休職及び欠勤の日数が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の 2 分の 1 に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされた者について、任期满了時においておおむね 3 月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認める場合は、この限りでない。

(4) 前年度において法第 29 条及び宮津市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和 30 年条例第 30 号）に規定する懲戒処分を受けていないこと。

(任期)

第 4 条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新できる。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行前の準備等)

2 この規則による会計年度任用職員の選考その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、これを行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に設置された非常勤の職又はその実績のうち、任命権者が別に定める職又はその実績については、第3条第4項第1号に規定する会計年度任用職員として従前の実績とみなし、同条第5項第2号に規定する前年度に設置されていた会計年度任用の職とみなす。

* * *

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第9号

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員をいう。
- (3) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員をいう。

(1週間の勤務時間)

- 第3条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。ただし、任命権者は、監視又は断続的勤務に従事する職員について必要があると認めるときは、市長の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

- 第4条 日曜日及び土曜日は、週休日とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

- 第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合の基準については、条例の適用を受ける常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員の例による。

(週休日の振替等)

- 第6条 任命権者は、会計年度任用職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務

時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 前項の割り振りの方法及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

(休憩時間)

第 7 条 条例第 6 条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第 8 条 任命権者は、市長の許可を受けて、第 3 条から前条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他業務上必要とする断続的な勤務をすることを命ずることができる。

- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

- 3 前 2 項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、常勤職員の例による。

(休日)

第 9 条 条例第 9 条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(休日の代休日)

第 10 条 会計年度任用職員の休日の代休日（条例第 10 条第 1 項に規定する代休日をいう。）の指定については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第 11 条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(年次有給休暇)

第 12 条 任命権者は、6 月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は 6 月以上任用している会計年度任用職員に年次有給休暇を付与し、その日数は、一の年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）において、別表第 1 の 1 週間の勤務日の日数（1 週間の勤務日の日数が同一でない会計年度任用職員にあっては、1 年間の勤務日の日数）の区分に応じ、それぞれ同表の任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数とする。

- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、前項に定める一の年度における年次有給休暇の日数を超えない範囲内の残日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

- 3 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

- 4 年次有給休暇の単位は、1 日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1 時間を単位とすることができる。

- 5 1 時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、勤務日 1 日当たりの勤務時間（その時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げた時間）をもって 1 日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日 1 日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げた時間）をいう。）をもって 1 日とする。

(特別休暇)

第 13 条 任命権者は、会計年度任用職員に別表第 2 の事由欄に掲げる事由がある場合で、勤務をしないことがやむを得ないと認められるときは、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を付与するものとする。

- 2 任命権者は、6 月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は 6 月以上任用している会計

年度任用職員で、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員に別表第3の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

- 3 任命権者は、会計年度任用職員に別表第4の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
- 4 任命権者は、6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上任用している会計年度任用職員に別表第5の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
- 5 別表第5の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 6 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
- 7 前条第5項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

（介護休暇）

第14条 条例第15条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があるとしたならば同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第2号）第12条第4項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日まで、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第15条第1項中「6月」とあるのは、「93日」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

（休暇の承認等）

第15条 特別休暇及び介護休暇の承認及び請求等の手続については、常勤職員の例による。

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等）

第16条 第11条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（その他の事項）

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（年次有給休暇に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に採用された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員が、施行日以後に会計年度任用職員として継続勤務する場合は、20日を限度として年次有給休暇（令和元年度に付与されたものに限る。）を繰り越すことができる。

別表第1（第12条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上 又は4日	4日（4週 116時間15	3日	2日	1日
------------	--------------	------------------	----	----	----

		(4週116 時間15分以 上)	分未満)			
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日以上 216日以下	121日以上 168日以下	73日以上 120日以下	48日以上 72日以下
任用の日か ら起算した 継続勤務期 間	0年	10日	7日	5日	3日	1日
	1年	11日	8日	6日	4日	2日
	2年	12日	9日	6日	4日	2日
	3年	14日	10日	8日	5日	2日
	4年	16日	12日	9日	6日	3日
	5年	18日	13日	10日	6日	3日
	6年以上	20日	15日	11日	7日	3日

別表第2 (第13条関係)

事 由	期 間
(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による交通の制限又は遮断	その都度必要と認められる時間
(2) 地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間
(3) 地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認められる期間
(4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人として裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	上に同じ
(5) 選挙権その他公民としての権利の行使	上に同じ
(6) 公務上の負傷若しくは疾病	上に同じ

別表第3 (第13条関係)

事 由	期 間
(1) 会計年度任用職員の結婚	7日の範囲内の期間
(2) 忌引	別表第6に掲げる期間内において必要と認められる期間
(3) 夏期における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実	一の年の7月から9月までの間の別表第7に掲げる期間内において、その都度必要と認められる期間

別表第4 (第13条関係)

事 由	期 間
(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(2) 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間

別表第5 (第13条関係)

事 由	期 間
(1) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上であるものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことを	一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

いう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
(2) 要介護者の介護その他市長が定める世話を 行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日 以上であるものに限る。）が、当該世話を 行うために勤務しないことが相当であると認め られる場合	一の年度において5日（要介護者が2人 以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
(3) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療 養する必要がある、勤務しないことがやむを得 ないと認められる場合（別表第2第6号に掲げ る場合を除く。）	一の年度において別表第8に定める期間

別表第6

死亡した者		期間
配偶者		3日
血族	一親等の直系尊属及び卑属（父母、子）	3日
姻族	一親等の直系尊属（配偶者の父母、父母の配偶者）	2日

備考

- 1 表中の期間には、週休日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び条例第9条に規定する年末年始の休日を含むものとする。
- 2 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 3 いわゆる代襲相続の場合における祭具等の継承を受けた者は、一親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。
- 4 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

別表第7

7月から9月までの 在職月数	日数		
	週5日勤務又は週4日 勤務（4週116時間15 分勤務以上）	週4日勤務（4週116 時間15分勤務未満）	週3日勤務
3月	3日	2日	1日
2月以上3月未満	2日	2日	1日
1月以上2月未満	1日	1日	1日

別表第8

1週間の勤務日の日数	5日以上又は4日（4週116時間15分未満）	4日（4週116時間15分未満）	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日以上216日以下	121日以上168日以下	73日以上120日以下	48日以上72日以下
期間	10日	7日	5日	3日	1日

* * *

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第10号

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則
（趣旨）

第1条 この規則は、宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（職務の級の標準的な職務の内容）

第2条 条例第3条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、条例別表第2に定めるもののほか、別表第1に定める職種職務分類表に定めるとおりとする。

（フルタイム会計年度任用職員となった者の号給の基準）

第3条 新たにフルタイム会計年度任用職員（条例第2条に規定するフルタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級における最低の号給とする。

2 経験年数を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、次条及び第5条に定めるところにより、その属する職務の級における最低の号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給欄に定める号給を超えることはできない。

（経験年数を有する者の号給）

第4条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、別表第2に定める経験年数換算表を勘案の上、それぞれの経験年数を月に換算した月数（通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が38時間45分未満である月からなる経験年数については、当該1週間当たりの平均時間を38時間45分で除した月数）を12月で除した数に4を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

（特殊な経験等を有する者の号給）

第5条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者のうち、特殊な経験等を有する者の号給は、前条の規定によりその号給を決定する場合において著しく常時勤務を要する職を占める職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮して決定することができる。

（期末手当）

第6条 任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員として任用され、当該任期の末日の翌日に会計年度任用職員として任用された者について、当該連続する任期の合計が6月以上に至ったときは、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。

3 条例第20条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定める者は、通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者及び監視又は断続的勤務に従事する者のうち市長が別に定める者とする。

4 条例第20条第1項後段に規定する規則で定める算出方法は、報酬のうち次に掲げる額の合計額を除くものとする。

- (1) 条例第15条に規定する特殊勤務に係る報酬
- (2) 条例第16条に規定する時間外勤務に係る報酬
- (3) 条例第17条に規定する休日勤務に係る報酬
- (4) 条例第18条に規定する夜間勤務に係る報酬
- (5) 条例第19条に規定する宿日直勤務に係る報酬

（時間外勤務に係る報酬の割合）

第7条 条例第16条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）において勤務した場合は、100分の125とする。
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務は、100分の135とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員（条例第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員という。以下同じ。）には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（条例第17条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき条例第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 3 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、条例第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。
- (1) 条例第16条第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
- (2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（条例第17条の規定により休日勤務に係る報酬が支給された時間を除く。） 100分の50
- （その他）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職種職務分類表

職種の区分	職務の級	職務内容
(1) 定型的・補助的業務	1 級	地区連絡所職員、用務員、給食調理員、調理員、日直職員その他これらに類する職
	2 級	事務補助員、火葬場作業員、放課後児童クラブ指導員、児童館厚生員、学校等事務員その他これらに類する職
(2) 専門的な知識・資格を要する業務	1 級	杉末会館長、杉末会館指導員、消費生活相談員、指導主事、適応指導教室指導員、特別支援教育支援員、社会教育指導員、人権教育指導員、図書館長、保育士、幼稚園教諭、介護認定調査員、栄養士、看護師、養護師、介護福祉士その他これらに類する職
	2 級	保健師、総括指導主事、部活動指導員その他これらに類する職

別表第2（第4条関係）

経験年数換算表

職種の区分	経歴	換算率
(1) 定型的・補助的業務	国家公務員又は地方公務員で常勤の職員として在職した期間のうち、職員の職務と種類が類似する職務に従事した期間が連続して6月以上ある期間	100分の100以下
	宮津市の非常勤職員のうち、月額で報酬等が定められている職員で、職員の職務と種類が類似する職務に従事した期間が連続して6月以上ある期間	100分の100以下

(2) 専門的な知識・資格を要する業務	月額で給与等が定められている職員として在職した期間のうち、職員の職務と同種の知識、資格等を必要とする職務に従事した期間が連続して6月以上ある期間	100分の100以下
---------------------	--	------------

— * * * —

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの通勤に係る報酬の取扱いに関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第11号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの通勤に係る報酬の取扱いに関する規則を廃止する規則

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの通勤に係る報酬の取扱いに関する規則（平成23年規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

— * * * —

宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第12号

宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮津市一般職職員の給与に関する規則（昭和42年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第10条を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

— * * * —

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第13号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第2号中「(非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。)」を削り、同条第3号中「(非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他市長の定める者に限る。)」を削る。

第5条第2項第1号中「第1条第3号から第5号まで」を「第1条第3号及び第4号」に改め、「(同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)」を削る。

第7条第2号中「第1条第3号から第5号まで及び第8号」を「第1条第3号、第4号及び第7号」に改める。

第11条第2項第1号中「第1条第3号から第5号まで」を「第1条第3号及び第4号」に改め、「(同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則の一部改正)
- 2 宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則（平成 4 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 号中「第 1 条第 3 号から第 5 号まで」を「第 1 条第 3 号及び第 4 号」に改め、「(同条第 4 号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)」を削る。

* * *

宮津市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 14 号

宮津市財務規則の一部を改正する規則

宮津市財務規則（昭和 40 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 64 条第 1 号及び第 65 条第 1 項中「、賃金」を削る。

第 68 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 230 条第 1 項及び第 3 項中「第 243 条の 2 第 1 項各号」を「第 243 条の 2 の 2 第 1 項各号」に改める。

別表第 1 中

「

7 賃金	支出を決定しようとするとき	支出決定のとき	支出しようとする額	支出負担行為伺票 雇入関係書類	
8 報償費	支出を決定しようとするとき	支出決定のとき	支出しようとする額	支出負担行為伺票	

を

「

8 報償費	支出を決定しようとするとき	支出決定のとき	支出しようとする額	支出負担行為伺票	
-------	---------------	---------	-----------	----------	--

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- (適用区分)
- 2 改正後の第 64 条第 1 号、第 65 条第 1 項及び第 68 条並びに別表第 1 の規定は、令和 2 年度以後の予算に関する支出の会計事務について適用し、令和元年度までの予算に関する支出の会計事務については、なお従前の例による。

* * *

宮津まちなか地域振興拠点施設条例施行規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 15 号

宮津まちなか地域振興拠点施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宮津まちなか地域振興拠点施設条例（令和 2 年条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(供用時間等)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する宮津まちなか地域振興拠点施設（以下「拠点施設」という。）の供用時間は、別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 2 条第 2 項に規定する拠点施設の休所日は、市長の承認を得て、条例第 3 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が定めるものとする。

3 市長は、指定管理者が、条例第 3 条第 2 項に掲げる業務を行うことができない場合であって、拠点施設の管理のため必要があると認めるときは、第 1 項に規定する供用時間を変更し、又は前項に規定する休所日を定めることができる。

(使用の申請)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定により使用の許可を受けようとする者は、宮津まちなか地域振興拠点施設使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。その申請の内容を変更するときも、また同様とする。

(使用の許可)

第 4 条 指定管理者は、前条の申請書を受理し、適当と認めたときは、使用を許可するものとする。

(利用料金の承認)

第 5 条 指定管理者が条例第 6 条第 2 項の規定により市長の承認を受けようとするときは、宮津まちなか地域振興拠点施設利用料金承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宮津まちなか地域振興拠点施設利用料金承認書を指定管理者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を告示するものとする。

(利用料金の減免基準)

第 6 条 条例第 7 条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により営業ができないとき 指定管理者が相当と認める割合

(2) 市が主催する行事等のために使用するとき 指定管理者が相当と認める割合

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき 指定管理者が相当と認める割合

2 前項に規定する減免の適用を受けようとする者は、宮津まちなか地域振興拠点施設減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(付属設備の利用料金)

第 7 条 条例別表第 1 に規定する付属設備の利用料金の上限の額は、別表第 2 のとおりとする。

(駐車料金の減免)

第 8 条 条例第 8 条第 4 項の規定により駐車料金を減免する場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 市が主催する行事等のために使用するとき 10 分の 10

(2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車を駐車させるとき 10 分の 10

(3) 国又は地方公共団体の職員が防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために使用するとき 10 分の 10

(4) その他市長が特に必要があると認めるとき 相当と認める割合

2 前項に規定する減免の適用を受けようとする者は、あらかじめ宮津まちなか地域振興拠点施設駐車料金減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第 9 条 拠点施設の使用の許可を受けた者及び拠点施設を利用する者（以下「使用者等」という。）

は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないではり紙若しくははり札をし、又は広告を表示しないこと。
 - (2) ごみその他の汚物を所定の場所以外に捨てないこと。
 - (3) 使用場所の整理や清掃をすること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、拠点施設の利用及び管理に支障がある行為をしないこと。
- (禁止行為)

第 1 0 条 使用者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 風紀を乱し、又は他の使用者等に迷惑を及ぼすような行為をすること。
- (3) 拠点施設を損傷し、又は汚損すること。
- (4) その他市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）が拠点施設の管理上必要と認めて禁止する行為

(使用の制限)

第 1 1 条 市長等は、使用者等の危険防止のため必要があると認めるときは、使用の制限をすることができる。

(その他)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、宮津まちなか地域振興拠点施設使用許可申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 2 条第 1 項及び別表第 1 の規定による観光案内所、農産物等直売所及び飲食物等販売所の供用時間の設定並びに同条第 2 項の規定による休所日の設定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、当該規定の例により行うことができる。
- 3 第 5 条の規定による利用料金の額の設定は、施行日前においても、当該規定の例により行うことができる。

(宮津市観光交流センター条例施行規則の廃止)

- 4 宮津市観光交流センター条例施行規則（平成 27 年規則第 16 号）は、廃止する。

別表第 1（第 2 条関係）

施設	供用時間
観光案内所	市長の承認を得て指定管理者が定める。
農産物等直売所	市長の承認を得て指定管理者が定める。
飲食物等販売所	市長の承認を得て指定管理者が定める。
屋外駐車場	全日
立体駐車場	全日

別表第 2（第 7 条関係）

付属設備利用料金の上限の額

区分	単位	上限額
簡易テント	1 張 1 日につき	350 円
長机	1 脚 1 日につき	100 円
簡易テーブル、イス	1 セット 1 日につき	250 円

備考 器具の持込みによる電源使用及び水道使用に係る使用料については、実費相当額とする。

* * *

宮津市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第16号

宮津市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

宮津市農業委員会に対する事務委任規則（平成8年規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第4条第4項第1号」を「第4条第3項第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

* * *

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第17号

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規則の整備に関する規則

（宮津市財務規則の一部改正）

第1条 宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「宮津市水道事業処務規程」を「宮津市水道事業及び下水道事業処務規程」に改める。

（地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（平成4年規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「宮津市水道企業」を「宮津市水道事業及び下水道事業」に改める。

（宮津市水道事業管理者に対する事務委任規則の一部改正）

第3条 宮津市水道事業管理者に対する事務委任規則（平成4年規則第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長に対する事務委任規則

第1条中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第2条中「水道事業管理者」を「管理者」に改める。

（宮津市公共下水道条例施行規則等の廃止）

第4条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 宮津市公共下水道条例施行規則（平成5年規則第1号）
- (2) 宮津市公共下水道使用料条例施行規則（平成5年規則第15号）
- (3) 宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成5年規則第16号）
- (4) 宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

* * *

宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第18号

宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則（平成7年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第19条を第21条とし、第10条から第18条までを2条ずつ繰り下げる。

第9条第1項第1号中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条の見出しを「(抽選)」に改め、同条中「抽せん」を「抽選」に、「立ち合わせて」を「立ち会わせて」に改め、同条を第7条とする。

第4条を第6条とする。

第3条に次の1項を加える。

5 条例第5条第3項の規則で定める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 車椅子対応住宅 入居者又は同居者が日常生活において、車椅子を使用することを常態として
いる者であって、次のいずれかに該当する者であること。

ア 下肢・体幹の機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害により、第1
項第2号アに該当すること。

イ 下肢・体幹の機能障害により、第1項第3号に該当すること。

ウ 心身機能障害により、歩行に著しい制限がかかると認められること。

(2) 子育て世帯向け住宅 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を現に扶養して
いる者であること。

第3条を第5条とし、第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
る。

(1) 車椅子対応住宅 日常生活において車椅子を使用することを常態としている者を優先的に選考
して、入居させることを目的として整備した市営住宅をいう。

(2) 子育て世帯向け住宅 子育てを行う者を優先的に選考して入居させることを目的として、入居
者の公募の際市長があらかじめ指定した市営住宅をいう。

(特定目的住宅の指定)

第3条 特定目的住宅の指定は、第1号にあつては同号に定める市営住宅をもって、第2号にあつて
は同号に定める市営住宅の中から市長が入居者の公募の都度必要に応じて、行うものとする。

(1) 車椅子対応住宅 タヶ丘団地の208号室

(2) 子育て世帯向け住宅 居室数が3室以上又は住戸専用面積が60平方メートル以上の市営住宅

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第19号

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則(平成8年規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「165,150円」を「166,950円」に、「70,790円」を「72,990
円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「82,580円」を「83,480円」に、「35,400円」を「36,500
円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、

同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告 示

宮津市告示第9号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

令和2年3月6日

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第139号

- (1) 名 称 河原工業
- (2) 所在地 宮津市字惣429番地の6
- (3) 代表者 河 原 清 史
- (4) 令和2年3月6日から令和6年12月31日まで

* * *

宮津市告示第10号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

令和2年3月9日

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第51号

- (1) 名 称 株式会社沢田電気
- (2) 所在地 (変更前) 伊根町字日出552番地の1
(変更後) 宮津市字日置3560番地の58

* * *

宮津市告示第11号

宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)第17条の2第1項の規定により、次に掲げる者について、同条例第37条の2第1項に定める市民税の申告の期限を令和2年4月16日まで延長する。

令和2年3月10日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 期限の延長の対象

令和2年1月1日に宮津市内に住所を有する者

* * *

宮津市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年11月28日付けで許可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、告示する。

記

- 1 地縁による団体名 長江自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省 略>
氏 名 北 仲 賢 一
- 3 変更年月日 令和2年2月16日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年3月11日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年3月12日

宮津市長 城 崎 雅 文

- | | | |
|---|------------|----------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2692100056 |
| 2 | 事業所の名称 | Re-style通所介護事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 京都府宮津市字鶴賀2061番地の16 |
| 4 | 指定申請者 | 社会福祉法人北星会
理事長 今 出 陽 一 朗 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 京都府宮津市字宮村1277番地 |
| 6 | 代表者の氏名 | 今 出 陽 一 朗 |
| 7 | 代表者の住所 | 京都府宮津市字柳縄手325番地の6 |
| 8 | 指定年月日 | 令和2年4月1日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 地域密着型通所介護 |
- * * * —————

宮津市告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者を次のとおり指定した。

令和2年3月12日

宮津市長 城 崎 雅 文

- | | | |
|---|------------|----------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2692100056 |
| 2 | 事業所の名称 | Re-style通所介護事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 京都府宮津市字鶴賀2061番地の16 |
| 4 | 指定申請者 | 社会福祉法人北星会
理事長 今 出 陽 一 朗 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 京都府宮津市字宮村1277番地 |
| 6 | 代表者の氏名 | 今 出 陽 一 朗 |
| 7 | 代表者の住所 | 京都府宮津市字柳縄手325番地の6 |
| 8 | 指定年月日 | 令和2年4月1日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 第1号通所事業(通所介護相当サービス) |
- * * * —————

宮津市告示第15号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

令和2年3月23日

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第129号

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社大建 |
| (2) 所 在 地 | 京丹後市大宮町周枳1792番地の1 |
| (3) 代 表 者 | (変更前) 代表取締役 田中 修 |
| | (変更後) 代表取締役 米田 一也 |
- * * * —————

宮津市告示第16号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

令和2年3月23日

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第69号

(1) 名 称 株式会社和田組

(2) 所 在 地 宮津市字外垣24番地

(3) 代 表 者 (変更前) 代表取締役 富田 尚之
(変更後) 代表取締役 後藤 治幸

* * *

宮津市告示第17号

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱（昭和45年告示第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 第3第1号に該当する者で、令和2年1月16日以後に事業主の都合等により解雇又は休業等によって著しく生活が不安定になったものについての第4第1号の規定の適用については、令和2年3月25日から当分の間、同号中「100,000円以内」とあるのは、「200,000円以内」とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第18号

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱（平成24年告示第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助金の額は市長が別に定める額とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第19号

宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市役所地区連絡所設置要綱（昭和60年告示第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「嘱託職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第20号

宮津市総合計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮津市総合計画の策定に関し、必要な事項を検討するため、宮津市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 宮津市の現状と将来見通しの分析及び評価に関すること。
- (2) 宮津市の目指すべき将来像の設定に関すること。
- (3) 宮津市の目指すべき将来像を実現していくための施策の設定に関すること。
- (4) その他宮津市総合計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の職員
- (4) 市の募集に応じた者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から宮津市総合計画を策定する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、宮津市総合計画の策定をもって、その効力を失う。

* * *

宮津市告示第21号

みやづ天橋立大使設置要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

みやづ天橋立大使設置要綱を廃止する要綱
みやづ天橋立大使設置要綱（平成27年告示第2号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第22号

宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱
宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年告示第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「審査し、」を「毎年審査し、」に改める。

第3条第1項中「毎年」を「2年毎に」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第23号

宮津市固定資産税等に係る返還金取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市固定資産税等に係る返還金取扱要綱の一部を改正する要綱
宮津市固定資産税等に係る返還金取扱要綱（平成24年告示第41号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「年5パーセントの割合」を「民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第24号

宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱
宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成23年告示第108号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号イ中「自宅」の次に「又は公共施設等」を加える。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第25号

宮津市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市日常生活用具給付事業実施要綱（平成4年告示第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1 身体障害児（者）、知的障害児（者）及び難病患者等の項の表住宅改修費の部居室生活動作補助用具の項中

「 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能2級以上の者 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等 」	を	「 下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は上肢機能2級以上の者）、視覚障害2級以上の者又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等 」	に改める。
--	---	---	-------

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第26号

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成15年告示第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表吉津のびのび放課後児童クラブの項中「1041番地の9」を「1600番地」に、「記念吉津文化青年会館」を「宮津市立吉津小学校」に改める。

第4条第2号中「20人」を「35人」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第27号

宮津市骨髓移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市骨髓移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、骨髓移植等の医療行為により、接種済みの予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度の予防接種（以下「再接種」という。）を受ける場合において、当該接種者の経済的負担の軽減を図るため、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

（助成対象者）

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 再接種日において、本市に住所を有する20歳未満の者
- (2) 骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された者

(助成の対象となる再接種)

第3条 助成の対象となる再接種は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定するA類疾病のうち、医師が必要と認める再接種であること。
- (2) 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）に基づき、適正に再接種されたものであること。
- (3) 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、実施規則の規定によるものであること。
- (4) 日本国内に所在する医療機関で接種を受けたものであること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、再接種に要した費用として医療機関に支払った額とする。ただし、再接種を受けた日の属する年度に本市が締結している予防接種の実施に係る委託契約の委託単価の額を上限とする。

(助成事業対象認定申請)

第5条 助成を受けようとする対象者又はその保護者（法第2条第7項に規定する保護者をいう。以下同じ。）は、再接種を受ける前にあらかじめ宮津市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成対象認定申請書（以下「助成対象認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できない旨の医師意見書
- (2) 母子健康手帳（骨髄移植その他の理由が生じる以前の定期予防接種の履歴が確認できるもの）又は当該定期予防接種の履歴が確認できるものの写し

(認定書等の交付)

第6条 市長は、助成対象認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定の適否を決定するとともに、当該申請者に通知するものとする。

(実施方法)

第7条 前条の規定により助成対象認定の決定を受けた対象者は、医療機関（日本国内に所在するものに限る。）において第3条に規定する再接種を受け、その接種費用の実費を当該医療機関に支払うものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする対象者又はその保護者は、宮津市骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、再接種を受けた日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 再接種費用の領収書（被接種者の氏名、予防接種の種類、接種日、支払金額及び医療機関名が記載されているもの）
- (2) 再接種の内容が記録されているもの（母子健康手帳の写し等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第9条 規則第11条第2項の規定により助成金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(助成金の返還)

第10条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた場合又はこの要綱の規定に違反したと認められる場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、助成対象認定申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第 28 号

宮津市商工業振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市商工業振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市商工業振興補助金交付要綱（昭和 63 年告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中

2 商工業指導施設設置事業	会議所	商工会館（事務室、会議室及び研修室を有する指導施設をいう。）の新築、増築、改築及び修繕	新築、増築及び改築の場合は、対象事業費の 10 分の 5 以内。修繕の場合は、対象事業費の 10 分の 2 以内。ただし、対象事業費が 2,000 万円以上の修繕の場合で、主要構造部に係る修繕の対象事業費が全体の 2 分の 1 以上の割合を占めるときは、10 分の 5 以内とする。	1 他の法令等の規定により補助の対象となった場合は、対象事業費から当該補助金の額を除いた額を対象事業費とする。 2 土地及び備品の取得費は、補助対象としない。 3 対象事業費は、100 万円以上とする。
3 小規模事業者指導事業	会議所	中小企業の経営改善指導事業	対象事業費の 2 分の 1 以内。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、市長が定める額とする。	1 対象事業費は、京都府小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に基づく補助対象経費の額とする。 2 補助は、当該対象経費から当該要綱に基づく補助金額を除いた額と、同補助金額の 2 分の 1 のいずれか低い額を限度とする。

を

2 商工会議所経営改善普及活動等運営支援事業	会議所	商工会館（事務室、会議室及び研修室を有する指導施設をいう。）の新築、増築、改築及び修繕	新築、増築及び改築の場合は、対象事業費の 10 分の 5 以内。修繕の場合は、対象事業費の 10 分の 2 以内。ただし、対象事業費が 2,000 万円以上の修繕	1 他の法令等の規定により補助の対象となった場合は、対象事業費から当該補助金の額を除いた額を対象事業費とする。 2 土地及び備品の取得
------------------------	-----	---	---	--

			の場合で、主要構造部に係る修繕の対象事業費が全体の2分の1以上の割合を占めるときは、10分の5以内とする。	費は、補助対象としない。 3 対象事業費は、100万円以上とする。	に
		中小企業の経営改善普及活動等	対象事業費の2分の1以内。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、市長が定める額とする。	補助は、市長が別に定める額を限度とする。	

改め、同表中4の項を3の項とし、5の項から8の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第29号

宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱（平成26年告示第92号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、市内の空き家及び空き店舗（以下「空き家等」という。）を活用し」を削り、「空き家等を」を「市内の空き家等を」に、「新規出店」を「創業等を」に改める。

第5条を削り、第4条中「受けようとするものは」を「受けようとするものは、あらかじめ認定支援機関の審査を経て」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条第1号中「活用した店舗で新たに開業」を「取得又は賃借し創業等を」に改め、「市内の既存店舗を移転することにより出店するもの及び」を削り、「開業するもの」を「創業等をするもの」に改め、同条に次の4号を加える。

- (3) 空き家等の所有者、空き家等の所有者の1親等以内の親族、配偶者又はこれと同等と認められる者（法人が所有する場合にあっては、その代表者をいう。）以外のもの
- (4) 許認可又は資格等が必要な場合は、当該許認可若しくは資格等を取得し、又は創業等までに取得する見込みがあるもの
- (5) 市内に既にある店舗の単なる移転に該当しないこと。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 現に利用されていない又は利用されなくなることが見込まれる住宅又は店舗（事務所及び工場を含む。以下同じ。）で、市内に所在するものをいう。
- (2) 創業等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始（店舗の移転を含む。）すること。

イ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める会社又は特定非営利活動促進法（平成

10年法律第7号)第2条第2項に定める特定非営利活動法人を設立し、新たに事業を開始(店舗の移転を含む。)すること。

(3) 認定支援機関 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第32条に規定する経営革新等支援機関に認定された商工会、商工会議所、金融機関、税理士、会計士等をいう。

別表中「第3条」を「第4条」に改め、同表1の項中「新たに開業」を「創業等を」に改め、同表2の項中「開業後の」を「創業等の後、」に、「開業年度内」を「創業等の年度内」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第30号

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係要綱の整備に関する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係要綱の整備に関する要綱

(宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正)

第1条 宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱(昭和59年告示第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、公共下水道使用料、公共下水道事業受益者負担金」を削る。

第7条中「うえ」を「上、」に改める。

(宮津市高齢者世帯排水設備整備費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 宮津市高齢者世帯排水設備整備費補助金交付要綱(平成25年告示第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市高齢者世帯浄化槽排水設備整備費補助金交付要綱

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「法」を「下水道法(昭和33年法律第79号)」に改め、「公共下水道又は」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第3条第1号中「又は宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成4年条例第29号)第1条に規定する受益者負担金」を削る。

第4条中「新設工事(」の次に「公共下水道に流入させるために行う住宅の排水設備の新設工事を除く。」を加え、同条ただし書を削る。

(宮津市水道使用料金等審議会設置要綱の一部改正)

第3条 宮津市水道使用料金等審議会設置要綱(昭和58年告示第57号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第3条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

(宮津市簡易専用水道管理運営指導要綱の一部改正)

第4条 宮津市簡易専用水道管理運営指導要綱(平成12年告示第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第2条から第4条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

(宮津市私道内公共下水道管布設工事実施要綱及び宮津市水洗便所改造資金融資要綱の廃止)

第5条 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 宮津市私道内公共下水道管布設工事実施要綱(平成元年告示第57号)

(2) 宮津市水洗便所改造資金融資要綱（平成 5 年告示第17号）

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第31号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月31日まで次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 宮津市字鶴賀2065番地の 4

氏名 WILLER TRAINS株式会社

* * *

宮津市告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月31日まで次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 <省 略>

氏名 天橋立文珠繁栄会 会長 小 田 仁 和

* * *

宮津市告示第33号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月31日まで次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 京都市下京区西七条掛越町65番地

氏名 公益社団法人京都府獣医師会

* * *

宮津市告示第34号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月31日まで次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 <省 略>

氏名 小 田 浩 貴

* * *

宮津市告示第35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、大型ごみ処理手数料券の

取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和2年4月1日から令和3年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住 所	氏 名
<省 略>	南 幸 一 郎
	河 島 富 雄
	富 田 久 雄
	本 間 泉
	松 岡 照 幸
	河 島 紘 三
	熊 田 祐 子
	山 下 大 輔
	ヤノ株式会社
	羽 渕 扶 喜 男
	内 藤 博 子

* * *

宮津市告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和2年4月1日から令和3年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住 所	氏 名
<省 略>	有限会社白数薬局
	有限会社島崎元水堂
	有限会社梅徹商店
	坂 根 輝 代
	天橋立市場株式会社
	木 崎 靖 之
	武 田 利代子
	三 輪 修
	南 幸一郎
	株式会社フクヤ
	河 島 富 雄
	株式会社じょうけ
	ファミリーマート宮津天橋立インター店
	店長 吉 田 真 也
	株式会社コメリ コメリハード&グリーン宮津店
	店長 森 戸 祐 貴
	株式会社山本金物店
	株式会社小野澤商店
	株式会社イナヨー
	三丹商事株式会社
	ローソン由良店 店長 赤 松 伸 一
	小 室 春 子

<省 略>

熊 田 祐 子
小 西 義 光
ヤノ株式会社
株式会社黒岡
糸 井 逸 枝
山 下 大 輔
白糸酒造株式会社
羽 淵 扶喜男
嶋 崎 春 男
内 藤 博 子
橋 本 八重乃
島 崎 幹 朗
小 林 隆 夫
嶋 崎 忠 義
関 一 雄
酒 井 義 夫
株式会社コメリ コメリハード&グリーン岩滝店
店長 吉 井 秀 和
株式会社にしがき
京都生活協同組合丹後支部
京都府漁業協同組合
株式会社京洋
株式会社太陽堂
株式会社向陽
株式会社さとう
コーナン商事株式会社
ゴダイ株式会社

* * *

宮津市告示第37号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を令和2年4月1日から令和3年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 福知山市篠尾新町1丁目77-2

氏名 株式会社ソラスト北近畿支社

* * *

宮津市告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を令和2年4月1日から令和3年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住 所 宮津市字獅子崎1162番地

氏 名 YMSほりかわ 代表者 堀 川 義 治

* * *

宮津市告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市宮宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を令和2年4月1日から令和3年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 大阪市東淀川区東中島2丁目9-15

氏名 株式会社 富士ダイナミクス大阪営業所

取締役大阪営業所長 小阪田 弘 也

＊ ＊ ＊

宮津市告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市宮天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を令和2年4月1日から令和3年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 <省 略>

氏名 文珠自治会 会長 泉 裕 己

＊ ＊ ＊

宮津市告示第41号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務を令和2年4月1日から令和3年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収納事務受託者

住 所	氏 名
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号	株式会社トラストバンク
東京都中央区京橋二丁目2番1号	株式会社さとふる
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス	楽天株式会社
東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S. ビルN棟2F	株式会社アイモバイル
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	株式会社ユニメディア
東京都港区赤坂五丁目3番1号	株式会社ROOTs

＊ ＊ ＊

宮津市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務を令和2年4月1日から令和3年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住 所	氏 名
宮津市字浜町3000番地	公益財団法人宮津市民実践活動センター
<省 略>	元結屋27 会長 大 江 昌 嗣

＊ ＊ ＊

宮津市告示第43号

市府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、幼稚園保育料、保育所保育料、放課後児童健全育成事業利用者負担金、学校給食費、住宅使用料（駐車場使用料を含む。）及び一般廃棄物処理手数料（し尿に限る。）の収納の事務を令和2年4月1日から令和3年3月31日まで次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び第158条の2第6項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条第1項の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

所在地	名称
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋1丁目1番1号	国分グローサースチェーン株式会社
東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブンーイレブン・ジャパン
東京都港区芝浦3丁目1番21号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社
東京都新宿区新宿4丁目1番6号	LINE Pay 株式会社

* * *

宮津市告示第44号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
 - 第1期追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく）
 - 第2期 11歳以上13歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回3回（20日以上、標準的には20日から56日までの間隔）
 - 第1期追加1回
 - 第2期 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種
---------	-----------	----------

		第 1 期初回・追加 (四種混合:ジフ テリア・百日せ き・破傷風・不活 化ポリオ)	第 1 期初回・ 追加 (三種混 合:ジフテリ ア・百日せ き・破傷風)	第 2 期 (二種混 合:ジフ テリア・ 破傷風)	不活化 ポリオ
味 見 真 弓	味見診療所	○	○	○	○
石 井 靖 隆	日置診療所	○	○	○	○
	府中診療所	○	○	○	○
今 出 陽一朗	今出クリニック	○	○	○	○
曾 根 淳 史	宮津武田病院	○			
中 村 智 樹					
石 黒 稔					
中 山 雅 臣					
中 川 長 雄	中川医院	○	○	○	○
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科ク リニック	○	○	○	○
浪 江 和 生	浪江医院	○	○	○	○
今 井 敏 雄					
堀 川 義 治	宮津市由良診療所	○	○	○	○
林 信 昌	養老診療所			○	
宮 地 高 弘	宮地医院	○	○	○	○
宮 地 道 弘					
山 根 行 雄	山根医院	○	○	○	○
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院	○	○	○	○
伊 藤 剛	いとうクリニック	○	○	○	○
岩 破 淳 郎	いわさく診療所	○	○	○	○
岩 破 康 二	岩破医院	○	○	○	○
藤 本 美智子					
大 森 斎	大森内科診療所	○	○	○	○
木 村 進	木村内科クリニック	○	○	○	○
須 川 典 亮	須川医院	○	○	○	○
鳥 居 剛	鳥居クリニック	○	○	○	○
日 置 潤 也	日置医院	○	○	○	○
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリ ニック	○	○	○	○
石 野 秀 岳	伊根診療所	○	○	○	○
宮 地 道 弘	本庄診療所	○	○	○	○

7 予防接種を行う期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

* * *

宮津市告示第 45 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 麻しん、風しん

2 抗体検査の対象者の範囲

昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性

3 予防接種の対象者の範囲

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

第5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性(風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く)

4 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

5 接種回数 1回

6 自己負担金 無料

7 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

検査・接種医師の氏名	抗体検査・予防接種を行う場所	抗体検査	実施する予防接種	
			第1期・第2期	第5期
味 見 真 弓	味見診療所	○	○	○
石 井 靖 隆	日置診療所	○	○	○
	府中診療所	○	○	○
今 出 陽一朗	今出クリニック	○	○	○
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院	○		○
中 川 長 雄	中川医院	○	○	○
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック	○	○	○
浪 江 和 生	浪江医院		○	
今 井 敏 雄				
西 原 寛	西原医院	○		○
堀 川 義 治	宮津市由良診療所	○	○	○
宮 地 高 弘	宮地医院	○	○	○
宮 地 道 弘				
曾 根 淳 史	宮津武田病院	○		○
中 村 智 樹				
石 黒 稔				
中 山 雅 臣				
山 根 行 雄	山根医院	○	○	○
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院	○	○	○
伊 藤 剛	いとうクリニック	○	○	○
岩 破 淳 郎	いわさく診療所	○	○	○
岩 破 康 二	岩破医院	○	○	○
藤 本 美智子				
大 森 斎	大森内科診療所		○	
木 村 進	木村内科クリニック	○	○	○
須 川 典 亮	須川医院	○	○	○
鳥 居 剛	鳥居クリニック	○	○	○
日 置 潤 也	日置医院	○	○	○
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック	○	○	○
石 野 秀 岳	伊根診療所	○	○	○
宮 地 道 弘	本庄診療所	○	○	○

8 予防接種を行う期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

* * *

宮津市告示第46号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 日本脳炎

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第2期 9歳以上13歳未満の者

接種の中止により接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）については、20歳未満の者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 第1期初回2回（6日以上、標準的には6日から28日までの間隔）

第1期追加1回（初回終了後6月以上、標準的にはおおむね1年経過した時期）

第2期1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
味 見 真 弓	味見診療所	○	○
石 井 靖 隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今 出 陽一朗	今出クリニック	○	○
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院		○
中 川 長 雄	中川医院	○	○
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪 江 和 生	浪江医院	○	○
今 井 敏 雄			
西 原 寛	西原医院		○
堀 川 義 治	宮津市由良診療所	○	○
宮 地 高 弘	宮地医院	○	○
宮 地 道 弘			
山 根 行 雄	山根医院	○	○
伊 藤 剛	いとうクリニック	○	○
岩 破 淳 郎	いわさく診療所	○	○
岩 破 康 二	岩破医院	○	○
藤 本 美智子			
大 森 斎	大森内科診療所	○	○
木 村 進	木村内科クリニック	○	○
須 川 典 亮	須川医院	○	○

鳥 居 剛	鳥居クリニック	○	○
日 置 潤 也	日置医院	○	○
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
石 野 秀 岳	伊根診療所	○	○
宮 地 道 弘	本庄診療所	○	○

7 予防接種を行う期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

* * *

宮津市告示第47号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 ヒブ感染症

2 予防接種の対象者の範囲

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 初回3回（27日（医師が認める場合は20日）以上、標準的には27日（医師が認めた場合は20日）から56日までの間隔）

追加1回（初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月までの間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

* * *

宮津市告示第48号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 小児の肺炎球菌感染症

2 予防接種の対象者の範囲

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数

初回3回（標準的には生後12月までに27日以上の間隔で行う。）

追加1回（生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二 藤 本 美智子	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

* * *

宮津市告示第49号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行う

ので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 子宮頸がん予防（ヒトパピローマウイルス）
- 2 予防接種の対象者の範囲
小学校6年生から高校1年生相当年齢までの女子
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 3回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽 一 朗	今出クリニック
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
佐 藤 昌 平	佐藤医院
曾 根 淳 史	宮津武田病院
中 村 智 樹	
石 黒 稔	
中 山 雅 臣	
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
西 原 寛	西原医院
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
宮 地 高 弘	宮地医院
宮 地 道 弘	
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美 智 子	
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

— * * * —

宮津市告示第50号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 水痘
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 2回（追加接種は、初回接種後3月以上、標準的には6月から12月までの間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽 一 朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
浪 江 和 生	浪江医院
今 井 敏 雄	
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二 藤 本 美 智 子	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

* * *

宮津市告示第51号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 B型肝炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 1 歳に至るまでの間にある者
 - ただし、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるものについては定期接種の対象者から除外される。
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 3回（27日以上の間隔において2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔において1回接種）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽 一 朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美 智 子	
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

* * *

宮津市告示第52号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 高齢者の肺炎球菌感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 令和2年度末において、年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳の者
 - (2) 接種日において、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又

はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 3,000円。ただし、後期高齢者医療保険制度被保険者は1,000円。

なお、生活保護世帯に属する者は免除することができる。

また、令和2年度末において年齢が75歳の者で、令和3年3月1日以降に接種したものについては、1,000円とする。

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽 一 朗	今出クリニック
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
曾 根 淳 史	宮津武田病院
中 村 智 樹	
石 黒 稔	
中 山 雅 臣	
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
西 原 寛	西原医院
宮 地 高 弘	宮地医院
宮 地 道 弘	
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
林 信 昌	養老診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二 子	岩破医院
藤 本 美 智 子	
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

* * *

宮津市告示第53号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 結核

2 予防接種の対象者の範囲

生後12月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (5) 不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 無料

6 予防接種を行う期日

接 種 期 日	
令和2年4月21日（火）	令和2年10月20日（火）
令和2年5月19日（火）	令和2年11月17日（火）
令和2年6月16日（火）	令和2年12月15日（火）
令和2年7月21日（火）	令和3年1月19日（火）
令和2年8月18日（火）	令和3年2月16日（火）
令和2年9月15日（火）	令和3年3月16日（火）

7 予防接種を行う場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(宮津阪急ビル4階)

* * *

宮津市告示第54号

平成28年4月1日付け宮津市告示第63号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

	設置（部）課	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
変更前	総務部 総務課	会計課 会計課長	総務課に所属する職員	コピー使用料等相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 火葬場使用料の収納 一般廃棄物処理手数料（大型ごみ処理手数料）の収納 社会教育活用施設の実費相当額の収納
	企画財政部 財政課		財政課に所属する職員	土地建物貸付料の収納 私用電話使用料相当額の収納

	市民部 市民課		市民課に所属する職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 ごみ袋等販売代金（大型ごみ含む。）の収納 犬・猫等処分手数料の収納 犬の登録手数料の収納 狂犬病予防注射済票交付手数料の収納 清掃工場処分手数料の収納 し尿収集手数料の収納 東部不燃物処理場処分手数料の収納 上世屋緑へのいざない頒布収入の収納
	健康福祉部 社会福祉課		社会福祉課に所属する職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（コミュニケーションルーム及びクッキングルーム）の収納 老人ホーム入所者負担金の収納 保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 コピー使用料等相当額の収納 児童扶養手当返還金の収納 児童手当返還金の収納 プレミアム付商品券販売収入金の収納
	建設部 上下水道課		上下水道課に所属する職員	受益者負担金の収納 設計図書交付料(水道事業分を除く。)の収納 コピー使用料相当額(水道事業分を除く。)の収納 設計審査手数料(水道事業分を除く。)の収納 排水管工事検査手数料の収納 水洗便器工事検査手数料の収納 指定工事業者指定手数料の収納 指定工事業者証交付手数料の収納 浄化槽清掃業許可等申請手数料の収納
	教育委員会事務局 社会教育課		社会教育課に所属する職員	コピー使用料相当額の収納 各施設使用料の収納 設計図書交付料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料(浜町ギャラリー)の収納
	変更後 総務部 総務課	会計課 会計係長	総務課に所属する職員	コピー使用料等相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 一般廃棄物処理手数料（大型ごみ処理手数料）の収納 社会教育活用施設の実費相当額の収納

企画財政部 財政課	財政課に所属する職員	土地建物貸付料の収納 私用電話使用料相当額の収納 火葬場使用料の収納
市民部 市民課	市民課に所属する職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 ごみ袋等販売代金（大型ごみ含む。）の収納 犬の登録手数料の収納 狂犬病予防注射済票交付手数料の収納 し尿収集手数料の収納 東部不燃物処理場処分手数料の収納 上世屋緑へのいざない頒布収入の収納
健康福祉部 社会福祉課	社会福祉課に所属する職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（コミュニティルーム及びクッキングルーム）の収納 老人ホーム入所者負担金の収納 保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 コピー使用料等相当額の収納 児童扶養手当返還金の収納 児童手当返還金の収納
建設部 上下水道課	上下水道課に所属する職員	設計図書交付料（上下水道事業分を除く。）の収納 コピー使用料相当額（上下水道事業分を除く。）の収納 設計審査手数料（上下水道事業分を除く。）の収納 浄化槽清掃業許可等申請手数料の収納
教育委員会事務局 社会教育課	社会教育課に所属する職員	コピー使用料相当額の収納 各施設使用料の収納 設計図書交付料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（浜町ギャラリー）の収納 宮津市史等頒布収入の収納

2 変更年月日 令和 2 年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第55号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、令和2年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第56号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和2年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
令和2年4月1日から令和2年6月1日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市市民部税務・国保課税務係（本館1階）

————— * * * —————

宮津市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 小 田 浩 貴
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 浜野路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 大 森 義 彦
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年5月23日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 漁師町自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 本 藤 利 行
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成23年8月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 田井自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 宮 前 利 之
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年12月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中村自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 和 田 野 竜 也
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年4月1日付けで認

可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 溝尻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 長 谷 川 達 也
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年5月10日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 島陰自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 谷 口 正 幸
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年3月30日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中津自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 宮 崎 正 之
- 3 変更年月日 令和2年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

訓 令

宮津市訓令甲第1号

庁中一般

各 か い

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程（昭和60年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 総務部長専決事項の表第 5 項中「臨時職員又は嘱託職員の雇用」を「会計年度任用職員の任用」に改め、別表第 3 中建設部長専決事項の表を削る。

別表第 4 総務課長専決事項の表第 11 項中「、賃金」を削り、別表第 4 商工観光課長専決事項の表第 1 項中「観光交流センター及び」を削る。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 商工観光課長専決事項の表第 1 項の改正規定は、宮津まちなか地域振興拠点施設条例（令和 2 年条例第 8 号）の施行の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市訓令甲第 2 号

庁中一般

各 か い

宮津市職員の再任用の手続等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市職員の再任用の手続等に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市職員の再任用の手続等に関する要綱（平成26年訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「宮津市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

————— * * * —————

宮津市訓令甲第 3 号

庁中一般

各 か い

宮津市嘱託職員取扱要領を廃止する要領を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市嘱託職員取扱要領を廃止する要領

宮津市嘱託職員取扱要領（昭和60年訓令甲第11号）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

————— * * * —————

宮津市訓令甲第 4 号

庁中一般

各 か い

宮津市臨時職員取扱要領を廃止する要領を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市臨時職員取扱要領を廃止する要領

宮津市臨時職員取扱要領（昭和58年訓令甲第 2 号）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第 5 号

庁中一般
各 かい

宮津市災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市災害対策本部規程の一部を改正する規程

宮津市災害対策本部規程（昭和 38 年訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「爆発その他」を「爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の」に改める。

第 4 条中「総務室長」を「総務部長」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第 5 条第 2 項及び第 9 条ただし書を削る。

第 12 条中「2 月」を「4 月」に、「本部長」を「総務部長」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

宮津市災害対策本部組織及び事務分掌

部	部長及び副部長	班	事務分掌	担当係
災害対策本部	本部長 市長 副本部長 副市長 教育長	—	1 災害対策本部の設置及び閉鎖 2 避難準備情報（自主避難）、避難勧告及び避難指示の決定 3 自衛隊等の派遣要請の決定 4 災害救助法の適用申請の検討及び決定 5 今後の活動方針及び復旧活動の検討及び決定 6 各班の任務のうち重要事項の決定に関すること	—
本部事務局	部長 総務部長 副部長 課長相当職	本部事務局	1 災害対策本部の庶務 2 災害予防及び応急対策の総合調整 3 災害情報、被害情報等の収集及び報告 ・気象予警報、雨量及び河川水位の情報 ・道路、土木施設等の被害及び人的被害の集約 ・ライフライン機関（交通以外）との情報交換 ・孤立世帯等の把握 4 復旧状況（道路、土木施設等・ライフライン） 5 被害状況の取りまとめ 6 災害対策本部決定事項等の各班への周知徹底 7 報道機関対応 8 災害対策本部要員（避難所駐在班を除く。）の動員及び応援要員の配置調整 9 関係機関等との連絡調整 10 各種陳情及び被災地の慰問 11 各班の総合調整	消防防災係
		調整班		行政係 職員係 秘書係 会計係 監査事務局

			12 他の部の所管に属さない事項	
		消防班	1 消防業務に必要な情報の収集及び連絡 2 消防水利の確保 3 消防資器材の確保 4 消防組合及び消防団との連携 ・火災の予防及び警戒 ・火災、風水害、地震等の場合における防御活動 ・危険物の安全確保 ・人命救助活動 ・行方不明者の捜索及び収容 ・自主防災組織の指揮又は指示 5 消防防災係の所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	消防防 災係 行政係 職員係 秘書係
		水防班	1 水防資材の確保 2 水防関係情報の収集及び連絡 3 水防における緊急対策 4 水防活動の指導又は指示	
		経理班	1 災害関係費支出資金調達の調整 2 災害関係費支出の審査及び支払 3 義援金の受付及び保管 4 応急庁用必需品の調達及び管理	会計係
受援・ 地区対 応部	部長 企画財政部 長 副部長 課長相当職	地区対 応班	1 避難所駐在班の編成及び総括指揮 2 指定避難所の開設並びに避難者の把握及び報告 3 公共交通機関の運行情報収集及び被害状況調査 4 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	企画政 策係 定住・ 空家対 策係
		避難所 駐在班	1 指定避難所の開設及び避難者対応 2 自治会、自主防災会等地元組織との連絡調 整 3 地域内の被害等情報の収集及び連絡	指名
		広報班	1 災害関連情報の広報活動	魅力発

			2 市民生活に直結する事項（給水制限、災害応急対策、復旧支援対策等）の住民広報 3 自治会長に対し、住民の避難誘導及び一時避難所の開設依頼及び安否確認依頼	信係
		受援・財政班	1 災害経費のとりまとめ及び予算編成 2 自衛隊に対する人命救助の連絡要請 3 自衛隊その他関係機関に対する復旧支援等の要請 4 府、他の自治体等への労務提供要請等受援計画の作成 5 受援要員の受入れ	予算係
		機材調整班	1 電話交換の運営及び通信施設の確保 2 災害対策活動に必要な車両（公用車を除く。）の調達 3 普通財産の被害状況調査及び応急措置 4 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	資産活用係
調査、防疫、食料部	部長 市民部長 副部長 課長相当職	食料班	1 食料品（米、パン、弁当等）の確保 2 食料供給（炊出し、運搬等）計画の作成及び実施 3 食料品の供与	市民窓口係
		防疫班	1 消毒その他感染症予防対策 2 必要薬品等資材の確保 3 廃棄物（ごみ及びし尿）の処理 4 環境影響の応急及び拡大防止措置 5 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	環境衛生係
		調査班	1 被災地区の情報収集 2 家屋等の被害状況調査 3 罹災証明書の発行	税務係 国保年金係
被災者支援対応部	部長 健康福祉部長 副部長 課長相当職	援護班	1 災害救助法の適用事務 2 災害時避難行動要援護者名簿（非同意者分）の作成及び支援関係機関への配布並びに避難行動要支援者の安否確認及び救出要請 3 被災者の生活再建支援（被災者生活支援法事務等） 4 災害弔慰金及び災害見舞金の支給 5 ボランティアセンターの開設支援、要請及び連絡調整 6 ボランティアセンター活動資機材の確保及び調達 7 義援金の配分 8 応急保育の実施及び保育所入所児童等の安否情報確認 9 遺体の一時安置及び身元不明遺体の対応 10 所管する保育施設、障害者施設等への情報伝達及び情報共有	地域福祉係 子育て支援係 障害福祉係 保護係

			11 所管する保育施設、障害者施設等の被害状況調査 12 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	
		避難班	1 指定避難所が長期となった場合の管理運営 2 避難者の収容保護 3 所管する社会福祉施設への情報伝達及び情報共有 4 所管する社会福祉施設の被害状況調査 5 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	介護給付係 介護認定係 介護予防係
		医療班	1 傷病者の救護及び医療機関への収容 2 医療品及び衛生資材の確保 3 救護所の設置及び医療救護活動 4 消毒その他感染症予防対策 5 医療施設の被害状況調査 6 医療施設の受入れ状況の調査 7 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	健康増進係
産業対策部	部長 産業経済長 副部長 課長相当職	商工観光班	1 救助物資の調達 2 被災者の生活物資の調達、配分計画、輸送、供与及び貸与 3 義援物資の受付判断並びに受付及び配分 4 観光客等を含む帰宅困難者への対応 5 商工観光関係（所管する行政財産を含む。）の被害状況調査及び応急措置	商工係 観光係
		農林水産班	1 農林・水産関係（所管する行政財産を含む。）の被害状況調査及び応急措置 2 所管する施設の通行規制措置等の対応 3 家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策 4 流出物及び漂流物の処理	農林水産係 基盤整備係 農業委員会事務局
インフラ対策部	部長 建設部長 副部長 課長相当職	土木建築班	1 公共土木施設の被害状況調査及び応急措置 2 土砂崩れ等による危険箇所の確認 3 道路の通行可否の調査及び通行の規制 4 道路等の障害物の除去（除雪を含む。） 5 応急仮設住宅のあっせん 6 応急仮設住宅入居者の決定 7 公営住宅の被害状況調査及び応急措置 8 被災建築物の応急危険度判定 9 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	建設総務係 土木係 都市計画係 建築住宅係
		上下水道班	1 飲料水の確保及び供給 2 水道施設の被害状況調査及び応急措置 3 下水道施設の被害状況調査及び応急措置 4 被災者に対する料金の減免措置等の検討及び決定	管理係 施設整備係 浄水係
議会対応部	部長 議会事務局長 副部長	議会班	1 議員に対する連絡及び応接 2 被災地の慰問	議事調査係

教育環境対策部	課長相当職 部長 教育次長 副部長 課長相当職	学校教育班	1 学校教育業務に必要な情報の収集 2 園児、児童及び生徒並びに教職員の安否情報確認 3 学校施設避難所の開設連絡 4 学校施設の被害状況調査及び応急措置 5 私立幼稚園、府・私立学校の状況収集及び被害状況調査 6 授業実施用設備備品及び教育資材等の調達 7 園児、児童及び生徒の教科書、学用品等の調査及び調達 8 指定避難所の調整確保	学校教育係 学校給食・施設係
		社会教育班	1 文化財の被害状況調査及び応急措置の指導 2 所管する施設における利用者の安否情報確認 3 社会教育団体との連絡調整 4 指定避難所の調整確保 5 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	社会教育係

別表第 2 を次のとおり改める。

別表第 2（第 9 条関係）

宮津市災害対策本部要員動員計画

〔風水害等の場合〕

配備体制	判断基準	設置方法	動員体制
基本配備 （災害警戒本部）	(1) 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮に係る警報が発令されたとき (2) 大型台風が接近するおそれがあるとき（最接近の24時間前）	(1) 自動設置 (2) 協議設置	別に定める動員計画に基づき本部要員を指名配置
1号配備 （災害警戒本部）	(1) 大雨又は洪水に係る警報の発令中、観測河川水位が基準に達し、なお増水のおそれがあるとき (2) 指定避難所の開設又は開設を検討する必要があるとき (3) 大型台風が接近するおそれがあるとき（最接近12時間前など）	協議設置	別に定める動員計画に基づき本部員及び本部要員を指名配置
2号配備 （災害警戒本部）	避難勧告発令を発令するとき	協議設置	別に定める動員計画に基づき本部員及び本部要員を指名配置
3号配備 （災害警戒本部）	(1) 大雨特別警報が発令されたとき (2) 避難指示（緊急）を発令するとき	自動設置	別に定める動員計画に基づき本部員及び本部要員を指名配置
災害対策本部	暴風、洪水、豪雨等により、被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	協議設置	別に定める動員計画に基づき本部員及び本部要員を指名配置

〔震災・津波の場合〕

配備体制	判断基準	設置方法	動員体制
基本配備	(1) 府北部地域に震度 4 以上の地震	(1) 自動設置	別に定める動員計画

(災害警戒本部)	速報が発表されたとき (2) 南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表されたとき	(2) 協議設置	に基づき本部要員を指名配置
2号配備 (災害警戒本部)	(1) 市域で震度4の地震を観測したとき (2) 京都府に津波注意報が発表されたとき	(1) 自動設置 (2) 協議設置	別に定める動員計画に基づき本部員及び本部要員を指名配置
災害対策本部	(1) 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき (2) 京都府に津波警報が発令されたとき	自動設置	別に定める動員計画に基づき本部員及び本部要員を指名配置

〔原子力災害の場合〕

配備体制	判断基準	設置方法	動員体制
基本配備 (災害警戒本部)	高浜発電所において、「警戒事態」(EAL1)が発生したとき	協議設置	別に定める動員計画に基づき本部要員を指名配置
災害対策本部	高浜発電所において、「施設敷地緊急事態」(EAL2)が発生したとき (「原子力緊急事態宣言」(EAL3)が出されたときも同様)	自動設置	別に定める動員計画に基づき本部員及び本部要員を全員配置

〔重大事故の場合〕

配備体制	判断基準	設置方法	動員体制
基本配備 (災害警戒本部)	市内において重大事故が発生したとき	協議設置	別に定める動員計画に基づき本部要員を指名配置
1号配備 (災害警戒本部)	重大事故により警戒が必要となったとき	協議設置	別に定める動員計画に基づき本部員及び本部要員を指名配置
災害対策本部	重大事故により対策本部設置が必要と判断したとき	協議設置	別に定める動員計画に基づき本部員及び本部要員を指名配置

別表第3中「舞鶴海洋気象台」を「京都地方気象台」に、「北近畿タンゴ鉄道株式会社事業本部」を「WILLER TRAINS株式会社」に、「関西電力株式会社宮津営業所」を「関西電力送配電株式会社宮津営業所」に、「海上、陸上輸送」を「海上・陸上輸送」に、「社団法人与謝医師会」を「一般社団法人与謝医師会」改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第9号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、令和2年3月17日から2週間、宮津市建設部上下水道課(本館南棟2階)において縦覧に供します。

令和2年3月16日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 供用(下水の処理)を開始する年月日

令和 2 年 3 月 31 日

- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字今福、江尻、中野、難波野及び大垣の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字今福、江尻、中野、難波野及び大垣の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり

* * *

宮津市公告第10号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和元年度農用地利用集積計画（令和2年3月10日付け宮農委第60号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 19 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 令和 2 年 3 月 19 日
至 令和 2 年 4 月 2 日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

* * *

宮津市公告11号

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により、消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴するので、次のとおり公告します。

令和 2 年 3 月 24 日

宮津市長 城 崎 雅 文

場 所	吹鳴日時	出場車両
宮津市字岩ヶ鼻地内	令和 2 年 4 月 19 日 午前10時00分頃	15台

* * *

宮津市公告第12号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 2 年 3 月 25 日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下掲示済）

* * *

宮津市公告第13号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 2 年 3 月 25 日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下掲示済）

* * *

宮津市公告第14号

宮津まちなか地域振興拠点施設の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集します。

令和 2 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 施設の概要

- (1) 所在地 宮津市字浜町3007番地外
- (2) 対象施設

観光案内所施設	木造平屋	1階建	195.04㎡
農産物等直売所	軽量鉄骨造切妻平屋	1階建	195.40㎡
飲食物等販売所	軽量鉄骨両方向ブレース構造	1階建	193.97㎡

 屋外駐車場
- 2 指定の期間（予定）
令和2年8月1日から令和7年3月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務
 - (1) 宮津まちなか地域振興拠点施設（以下「拠点施設」という。）の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) 拠点施設の運営に関する業務
 - (3) 拠点施設の使用の許可に関する業務
 - (4) 拠点施設の利用の促進に関する業務
 - (5) 拠点施設の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関する業務
 - (6) その他拠点施設の設置の目的を達成するために必要な業務
- 4 指定管理者の応募資格
募集要項に記載した資格要件を満たすこと。
- 5 応募の方法
 - (1) 応募書類
指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類
 - (2) 募集期間
令和2年4月1日（水）から令和2年4月30日（木）まで
 - (3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによります。
 - (4) 現地説明会
必要に応じて開催します。
- 6 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに指定管理者選定委員会による審査に基づき、指定管理者の候補者を市長が選定し、市議会の議決を受けて指定します。
- 7 その他
 - (1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによります。
 - (2) 問い合わせ先
宮津市産業経済部商工観光課商工係
電話番号 0772-45-1663（ダイヤルイン）

水 道 企 業

《水道告示》

宮津市水道告示第1号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和2年3月6日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第S20141号

- (1) 名 称 河原工業
- (2) 所在地 宮津市字惣429番地の6
- (3) 代表者 河 原 清 史
- (4) 令和2年3月6日から令和7年3月5日まで

————— * * * —————

宮津市水道告示第 2 号

宮津市水道事業公印のうち水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印、水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印凸版及び水道企業出納員印を廃止するので、宮津市水道事業公印規程（昭和60年水管規程第 2 号）第 5 条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

印 影	公印の名称及び使用区分	廃止期日
<省 略>	水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印 水道事業の管理者の権限をもって発する文書	令和 2 年 4 月 1 日
<省 略>	水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印凸版 水道事業の管理者の権限をもって発する文書	令和 2 年 4 月 1 日
<省 略>	水道企業出納員印 金品の出納に関する文書	令和 2 年 4 月 1 日

————— * * * —————

宮津市水道告示第 3 号

宮津市水道事業会計における内部留保資金管理運用要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市水道事業会計における内部留保資金管理運用要綱の一部を改正する要綱

宮津市水道事業会計における内部留保資金管理運用要綱（平成12年水告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市水道事業及び下水道事業会計における内部留保資金管理運用要綱

第 1 条中「水道事業会計」を「水道事業及び下水道事業会計」に改め、「もって水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加える。

第 3 条中「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 4 条中「うえ」を「上」に改める。

第 6 条中「市長」を「管理者」に改める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市水道告示第 4 号

宮津市高齢者世帯公共下水道排水設備整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市高齢者世帯公共下水道排水設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、高齢者世帯の水洗化を促進するため、住宅の排水設備の整備を行う高齢者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年規則第 18 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共下水道 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。

(2) 排水設備 法第 2 条第 1 号に規定する汚水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（屋内の排水管、これに固着する水洗便所のタンク及び便器を含む。）をいう。

(3) 住宅 補助金の交付を受けようとする者が市内において自ら現に居住し、又は居住することとしている家屋（店舗等を併設した住宅にあっては店舗等の床面積が総床面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、本市に住所を有する 65 歳以上の者で構成される世帯のもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条に規定する税をいう。）又は宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 4 年条例第 29 号）第 1 条に規定する受益者負担金を滞納している者

(2) 住宅又は住宅の存する土地を借りている者で、所有者の承諾を得ていない者

(3) 販売の目的で住宅を建築し、又は増改築する者

(補助対象工事)

第 4 条 補助金の交付の対象となる工事は、公共下水道に流入させるために行う住宅の排水設備の新設工事（以下「工事」という。）であって、宮津市公共下水道条例（平成 4 年条例第 28 号）第 7 条に規定する下水道排水設備指定工事業者が行うものとする。ただし、法第 9 条第 1 項の規定により公示された供用を開始すべき日から 3 年以内に完了する工事に限る。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、前条に規定する工事に要する費用に相当する額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、10 万円を限度とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条の規定により宮津市高齢者世帯排水設備整備費補助金交付申請書を管理者に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者が、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第 8 条の規定により宮津市高齢者世帯排水設備整備費補助金事業計画変更等承認申請書を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第 10 条の規定により宮津市高齢者世帯排水設備整備費補助金実績報告書を管理者に提出しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、宮津市高齢者世帯排水設備整備費補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市水道告示第 5 号

宮津市水洗便所改造資金融資要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市水洗便所改造資金融資要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に定める本市の処理区域内（以下「処理区域内」という。）において、既設の便所等を水洗便所等に改造しようとする者に対し、その改造に要する資金（以下「資金」という。）の融資を金融機関にあっせんすることにより、水洗便所の普及促進を図り、環境衛生の向上に資することを目的とする。

(取扱金融機関)

第 2 条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、取扱金融機関（以下「融資機関」という。）として、株式会社京都銀行、京都北都信用金庫、京都農業協同組合、近畿労働金庫及び京都府信用漁業協同組合連合会を指定する。

(融資準備金の預託)

第 3 条 管理者は、融資あっせんを円滑にするため、融資機関に対し、融資準備金として、毎年度予算に定める額を次に掲げる条件により預託することができる。

(1) 預託期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(2) 預託金の利息は、融資機関と協議の上、決定する。

(融資対象工事)

第 4 条 融資のあっせんの対象となる工事は、処理区域内に存する建築物に設けられているくみ取り便所又は浄化槽（浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいい、し尿浄化槽を含む。）による水洗便所を、公共下水道に接続する水洗便所に改造する工事及び当該工事と同時に施工する排水設備の新設工事（以下「下水道接続工事」という。）とする。

(融資あっせん対象者)

第 5 条 融資のあっせんを受けることができる者は、資金を必要とする家屋所有者又は当該所有者の承諾を得た使用者で、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

(1) 独立の生計を営む者で、本市に住所を有する者

(2) 市税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条に規定する税をいう。）を滞納していない者

(3) 融資に対し、償還能力を有する者

(融資の条件)

第 6 条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 下水道接続工事に要する費用の範囲内とし、100万円以内とする。
- (2) 融資期間 60月以内とする。ただし、融資金額が80万円を超えるものについては、72月以内とする。
- (3) 融資利率 融資機関と協議して管理者が別に定める。
- (4) 償還方法 元利均等月賦償還とする。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。
- (5) 連帯保証人 融資あっせん対象者と同程度以上の収入があり、その者に代わって返済する能力があると認められる者1名とする。

(融資の手続)

第7条 融資のあっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮津市公共下水道条例（平成4年条例第28号。以下「条例」という。）第6条に規定する排水設備の計画の確認時に、宮津市水洗便所改造資金融資あっせん申請書（以下「申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

(審査及びあっせん)

第8条 管理者は、申請書を受理したときは、その適否を審査し、その結果を申請者に通知するとともに、適当と認める者については、融資機関に対して融資の依頼を行うものとする。

(融資の決定及び通知)

第9条 前条の依頼を受けた融資機関は、速やかに融資の適否を審査し、その結果を管理者に通知するとともに、適当と認める申請者（以下「借受予定者」という。）に対して融資の決定を通知するものとする。

(融資の時期)

第10条 前条の通知を受けた借受予定者に対する資金の融資は、条例第8条に規定する排水設備の工事の検査に合格した後に行うものとする。

(資金の融資)

第11条 管理者は、前条の検査に合格した借受予定者に対し、借受準備通知書により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた借受予定者は、その通知書を融資機関に提出し、融資に係る必要な手続を行い、資金の融資を受けるものとする。

3 前項の融資金について、融資機関は、下水道接続工事を施行した宮津市下水道排水設備指定工事業者に、工事代金として直接支払うことができる。

(実績報告)

第12条 融資機関は、必要に応じ融資実績及び資金回収状況を管理者に報告するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

* * *

宮津市水道告示第6号

宮津市私道内公共下水道管布設工事実施要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市私道内公共下水道管布設工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道の利用促進を図るため、予算の範囲内で下水道法（昭和33年法律第79号）第4条の規定に基づく事業計画区域内における私道内に公共下水道管の布設工事を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路及び他の法令等による道路で、現に一般交通の用に供されているものをいう。
- (2) 私道 前号に掲げる道路以外の道路をいう。

(布設基準)

第3条 市が、公共下水道として下水道管の布設工事を実施する私道は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が公益上特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 当該私道が公衆の用に供されており、公共下水道管を布設している公道に接していること。
- (2) 道路形態及び境界が明確で、技術上公共下水道管の布設が可能な幅員を有していること。
- (3) 当該私道を利用する家屋が、公共下水道の供用開始の告示後、速やかに水洗便所を含む排水設備工事を施工するものであること。
- (4) 当該私道の所有権その他の権利を有する者全員が、私道内の公共下水道管の布設を承諾しており、かつ、管理者の許可なく私道の形質を変更しないことを確約していること。
- (5) 当該私道が、将来とも公衆の用に供することができること。

(適用除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する私道は、この要綱を適用しないものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の所有する家屋のみが所在する場合
- (2) 公社、公団、その他法人の所有する家屋のみが所在する場合

(申請等)

第5条 私道内の下水道管布設工事を申請しようとする者は、別に定める私道内公共下水道管布設工事申請書に関係書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、関係書類の審査、現地調査等により適否を決定し、その旨を別に定める私道内公共下水道管布設工事決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(維持管理)

第6条 この要綱により布設された公共下水道管の維持管理は、市が行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定に基づき、宮津市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の一部を取り扱わせる総括出納取扱金融機関、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

区 分	金融機関の名称
総括出納取扱金融機関	株式会社京都銀行
出納取扱金融機関	京都北都信用金庫

収納取扱金融機関	近畿労働金庫
	京都農業協同組合
	京都府信用漁業協同組合連合会
	株式会社ゆうちょ銀行

* * *

宮津市上下水道告示第 2 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 受託者の所在地及び名称 神戸市中央区京町74番地
京町74番ビル 9 階
株式会社フューチャーイン関西支店
- 2 委託期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
- 3 委託業務の範囲
 - (1) 窓口業務
 - (2) 開閉栓業務
 - (3) 検針業務
 - (4) 調定業務
 - (5) 収納業務
 - (6) 滞納整理業務
 - (7) 電子計算機処理業務
 - (8) その他関連業務

* * *

宮津市上下水道告示第 3 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金及び公共下水道使用料の収納の事務を令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

収納事務受託者

所 在 地	名 称
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号	国分グローサーズチェーン株式会社
東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の 1	株式会社ボブラ
千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	PayPay株式会社
東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー	

東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号
JR新宿ミライナタワー23階

LINE Pay株式会社

＊ ＊ ＊

宮津市上下水道告示第 4 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を令和2年4月1日から令和3年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

徴収事務受託者

所在地 乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10番地 9

名称 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社京都支店

＊ ＊ ＊

宮津市上下水道告示第 5 号

宮津市水道事業及び下水道事業公印として、新たに上下水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印、上下水道事業の管理者の権限を行う者としての市長職務代理者印及び上下水道企業出納員印を調製したので、宮津市水道事業及び下水道事業公印規程（昭和60年水管規程第2号）第5条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省略>	上下水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印 上下水道事業の管理者の権限をもって発する文書	令和2年4月1日
<省略>	上下水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印 上下水道事業の管理者の権限をもって発する文書	令和2年4月1日
<省略>	上下水道事業の管理者の権限を行う者としての市長職務代理者印 上下水道事業の管理者職務代理者の権限をもって発する文書	令和2年4月1日
<省略>	上下水道企業出納員印 金品の出納に関する文書	令和2年4月1日

＊ ＊ ＊

宮津市上下水道告示第 6 号

宮津市水道事業及び下水道事業公印のうち上下水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印の印影の作成をするので、宮津市水道事業及び下水道事業公印規程（昭和60年水管規程第 2 号）第 7 条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	上下水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印 上下水道事業の管理者の権限をもって発する文書 （上下水道使用料金納入通知書） （上下水道使用料金督促状） （公共下水道事業受益者負担金決定通知書） （公共下水道事業受益者負担金減免決定通知書） （公共下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書） （公共下水道事業受益者負担金督促状） （加入負担金納入通知書） （設計審査手数料納入通知書） （給水装置工事しゅん工検査手数料納入通知書） （確認手数料納入通知書） （指定給水装置工事事業者指定手数料納入通知書） （指定給水装置工事事業者指定更新手数料納入通知書） （開栓又は閉栓手数料納入通知書） （排水管工事検査手数料納入通知書） （水洗便器工事検査手数料納入通知書） （指定工事事業者指定（更新を含む。）手数料納入通知書） （指定工事事業者証交付手数料納入通知書） （設計図書交付料納入通知書） （コピー料納入通知書） （その他上下水道事業に関する収入金納入通知書）	令和 2 年 4 月 1 日

* * *

《規 程》

宮津市水道事業管理規程第 1 号

宮津市行政財産使用料規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市行政財産使用料規程

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第 3 項の規定に基づき、宮津市水道事業及び下水道事業の用に供する行政財産を地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 4 第 7 項の規定により使用させる場合に徴収する使用料については、宮津市行政財産使用料条例（平成24年条例第 5 号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市水道事業管理規程第 2 号

宮津市公共下水道条例施行規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市公共下水道条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮津市公共下水道条例（平成 4 年条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の固着方法)

第 2 条 条例第 5 条第 2 号に規定する排水設備を公共汚水ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 公共汚水ます等のインバート上流端の接続孔に食い違いの生じないようにするとともに、ますの内壁に突き出さないように差し入れ、接着剤等で漏水のないように固着すること。
- (2) 前号により難いときは、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の指示を受けること。

(排水設備の構造基準)

第 3 条 条例第 5 条第 4 号に規定する排水設備の構造基準は、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 8 条の規定によるほか、別に定める宮津市排水設備工事基準による。

(附属装置)

第 4 条 排水設備を設置するときは、次に定めるところにより附属装置を設けなければならない。

(1) 防臭装置

水洗便所、浴場、流し場等の汚水流出箇所

(2) ごみよけ装置

浴場、流し場等の汚水流出箇所（固形物の流下を止めるに必要な有効間隔が 10 ミリメートル以下のごみよけを設けること。）

(3) 油脂しゃ断装置

油脂類を多量に排出する箇所

(4) 沈砂装置

土砂を多量に排出する箇所

(5) 厨がいよけ装置

飲食店、食料品店等において、多量の厨がいを排出する箇所

(6) 水洗便所の附帯装置

洗浄装置、小便器

(7) ポンプ装置

自然流下が不可能な場合

(排水設備の計画の確認)

第 5 条 条例第 6 条に規定する申請は、排水設備計画確認申請書によるものとし、次に掲げる書類を添付して工事着手の 7 日前までに提出しなければならない。

(1) 申請地付近の見取図及び次の事項を記載した平面図（縮尺 200 分の 1 以上）

ア 申請地の形状及び面積

イ 申請地付近の公共下水道施設の位置

ウ 申請地付近の道路の位置

エ 建築物内の浴室、水洗便所及びその他汚水並びに雨水を排除する施設の位置

オ 排水管の配置、形状、寸法及びこう配

カ ます、人孔、除害施設又はポンプ施設の位置

キ 他人の排水設備を使用するときは、その位置

ク その他汚水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

(2) 申請地の面積が 1 ヘクタール以上又は高低の著しい土地であるときは、申請地の地表こう配及び管渠のこう配を表示した縦断図（縮尺横は200分の 1 以上、縦は20分の 1 以上）

(3) 除害施設、水洗便所又はポンプ施設を設けようとするときは、その構造、能力、形状、寸法等を表示した図面（縮尺50分の 1 以上）

(4) 管渠及びその附属装置の構造寸法を記入した構造詳細図（縮尺20分の 1 以上）

(5) 他人の土地又は排水設備を使用するときは、その同意書の写し

2 管理者は、条例第 6 条に規定する計画の確認をしたときは、排水設備計画確認書を交付するものとする。

（軽易な修繕工事）

第 6 条 条例第 6 条に規定する軽易な修繕工事は、次に掲げるものとする。

(1) ます又はマンホールふたの据付工事又は取替工事

(2) 防臭装置その他排水設備の附属装置の取替工事又は修繕工事

（排水設備の工事の検査）

第 7 条 条例第 8 条第 1 項の規定による届出は、排水設備工事完了届によるものとする。

2 条例第 8 条第 2 項の規定による届出は、既設排水設備届によるものとする。

3 条例第 8 条第 3 項の検査済証の交付を受けたときは、門戸その他見やすい箇所に表示しなければならない。

（除害施設の設置の特例）

第 8 条 条例第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項に規定する基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル未満で、次に掲げるものとする。

(1) ノルマルヘキササン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 7.5 ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 45 ミリグラム以下

(2) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 3,000 ミリグラム以下

(3) 浮遊物質 1 リットルにつき 3,000 ミリグラム以下

（除害施設に係る届出）

第 9 条 条例第 13 条第 1 項の規定による届出は、除害施設設置届によるものとし、工事着手の 1 箇月前までに提出しなければならない。

2 前項の届出があったときは、次の表に掲げる書類その他管理者が必要と認める資料を添付しなければならない。

種類	明示する事項
付近の見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	敷地の境界線、敷地内の建築物の位置 給水設備の位置、排水箇所、排水設備の位置及び縮尺
生産工程図	生産工程ごとの使用原材料の量、使用薬品量、使用水量、用水源の種類及び排水量
除害施設の設計書	1 排水の時間的変動と濃度の変化 2 処理方法、処理目標及びその計算根拠 3 発生汚泥等の処理及び処分の方法 4 土木及び機械工事の設計図 5 排水処理工程図 6 工事費概算額

3 条例第 13 条第 2 項の規定による届出は、除害施設工事完了届によるものとする。

4 条例第13条第3項の規定による届出は、既設除害施設届によるものとする。

5 条例第13条第4項の規定による届出は、除害施設廃（休）止届によるものとする。

（排水管理責任者の業務等）

第10条 条例第14条第1項の排水管理責任者の業務は、次に掲げるものとする。

(1) 除害施設及び特定事業場における排水処理施設（以下「除害施設等」という。）の操作及び維持に関すること。

(2) 除害施設等から排除される汚水の水質の測定及び記録に関すること。

(3) 除害施設等の破損その他の事故等が発生した場合の措置に関すること。

(4) 除害施設等から発生する汚泥の処理処分に関すること。

2 排水管理責任者は、除害施設等の施設機能及び管理機能に事故等が発生したときは、直ちに管理者に連絡するとともに、文書をもって報告し、管理者の指示を受けなければならない。

3 管理者は、公共下水道を適正に管理するために必要な範囲において、排水管理者に対し資料の提出を求めることができる。

（排水管理責任者の選任届）

第11条 条例第14条第1項に規定する届出は、排水管理責任者選任（変更・廃止）届によるものとする。

（使用開始等の届出）

第12条 条例第16条の規定による使用開始等の届出は、公共下水道使用開始等届によるものとし、使用者に変更があったときの届出は、公共下水道使用者変更届によるものとする。

（行為又は占用の許可申請）

第13条 条例第19条又は第23条に規定する行為の許可及び占用の許可申請は、行為又は占用の許可申請書によるものとし、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 位置図（縮尺2,500分の1以上）

(2) 平面図（縮尺200分の1以上）

(3) 物件の構造及び断面図（縮尺200分の1以上）

(4) 工事仕様書

(5) 隣接の土地、建物の所有者に利害関係があると認められるものについては、その同意書

(6) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の行為の許可及び占用の許可をしたときは、行為又は占用の許可証を交付するものとする。

（占有者の異動の届出）

第14条 占有者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに届け出なければならない。

(1) 相続又は法人の合併によって占有者の名義を変更したとき。

(2) 占有者が住所又は氏名を変更したとき。

（公共下水道付近地掘削の届出）

第15条 条例第21条の規定による届出は、公共下水道付近地掘削届によるものとする。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、排水設備計画確認申請書等の様式その他必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日前に宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規則の整備に関する規則（令和2年規則第17号）による廃止前の宮津市公共下水道条例施行

規則（平成5年規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

* * *

宮津市水道事業管理規程第3号

宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宮津市公共下水道条例（平成4年条例第28号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）の工事（新・増設、改築、修繕及び撤去を含む。）をいう。
- (2) 下水道排水設備指定工事業者 条例第7条の規定により排水設備工事の施工ができるものとして、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定した工事業者（以下「指定工事業者」という。）をいう。
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者 京都府下水道協会（以下「協会」という。）が実施する責任技術者認定試験（以下「試験」という。）に合格し、協会に登録した者（以下「責任技術者」という。）をいう。

（指定工事業者の指定）

第3条 条例第7条に規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、管理者はこれを指定工事業者として指定するものとする。

- (1) 責任技術者が1名以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 京都府内に営業所があること。

（指定の欠格条項）

第4条 次の各号のいずれかに該当する工事業者は、指定工事業者の指定を受けることができない。

- (1) 工事業者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合
- (2) 工事業者が、第15条の規定により責任技術者として登録の取消しを決定され、協会の登録を取り消された日から2年を経過していない場合
- (3) 指定工事業者が、第11条第2項の規定により指定を取り消された日から2年を経過していない場合
- (4) 工事業者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
- (5) 工事業者が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合
- (6) 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第3号の規定に該当する場合で、当該指定工事業者が法人であるときは、その代表者は、同号に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事業者の指定を受けることはできない。

（指定の申請）

第 5 条 指定工事業者としての指定を受けようとする工事業者は、下水道排水設備指定工事業者指定申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書及び経歴書
- (2) 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類
- (3) 前条第 1 項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
- (4) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (5) 専属する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類
- (6) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（協会が所管する下水道排水設備工事責任技術者試験、登録及び更新講習等実施要綱（以下「協会要綱」という。）第 14 条の規定に基づき協会が交付したものをいう。以下「責任技術者証」という。）の写し
- (7) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
（指定工事業者証）

第 6 条 管理者は、指定工事業者としての指定を行った工事業者に対し、下水道排水設備指定工事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2 指定工事業者は、指定工事業者証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事業者は、指定工事業者証をき損又は紛失したときは、直ちに下水道排水設備指定工事業者証再交付申請書を管理者に提出して再交付を受けなければならない。

4 指定工事業者は、第 11 条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定工事業者証を返納しなければならない。

5 指定工事業者は、第 11 条第 2 項の規定により指定の効力を停止されたときは、その期間管理者に指定工事業者証を返納しなければならない。

（指定工事業者の責務及び遵守事項）

第 7 条 指定工事業者は、下水道に関する法令、条例、上下水道事業管理規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 工事は適正な工費で施工しなければならない。この場合において、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 指定工事業者としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (5) 工事は、条例第 6 条に規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。
- (7) 工事の完了後 1 年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（指定の有効期間）

第 8 条 指定の有効期間は、指定工事業者としての指定を受けた日から 5 年とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者は、これを短縮することができる。

（指定の更新）

第 9 条 指定工事業者が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事業者としての指定を受けようとするときは、管理者の指定する期日までに下水道排水設備指定工事業者指定継続申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第 5 条第 2 項の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第 1 0 条 指定工事業者は、第 3 条の指定要件を欠くに至ったとき、第 4 条第 1 項第 1 号、第 5 号若しくは第 6 号の欠格条項に該当することとなったとき、又は指定工事業者としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに下水道排水設備指定工事業者指定辞退届を管理者に提出しなければならない。

2 指定工事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに下水道排水設備指定工事業者異動届を管理者に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 住居表示又は電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し又は停止)

第 1 1 条 管理者は、指定工事業者から前条第 1 項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 管理者は、指定工事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 条例又はこの規程等に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が指定工事業者として不適当と認めたとき。

(責任技術者の登録)

第 1 2 条 第 3 条第 1 号において定める責任技術者についての登録は、協会において行うものとする。

2 責任技術者としての登録を受けようとする者は、その者が専属する、又は専属しようとする工事業者の営業所（個人経営の場合はその者の住所又は営業の範囲）が本市にあるときは、協会が指定する期日までに、協会要綱別記様式第 11 号による申請書を、管理者を経由して協会に提出しなければならない。

3 管理者は、登録資格を有する者から前項の規定による申請があったときは、提出された申請書を取りまとめ、遅滞なく協会に送達するものとする。

(責任技術者の責務)

第 1 3 条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、上下水道事業管理規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

3 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、施主、市の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(登録の更新及び更新講習)

第 1 4 条 責任技術者登録の更新及び更新講習は協会において行うものとし、登録の更新を受けようとする責任技術者は、協会が指定する期日までに協会要綱別記様式第 5 号による申請書を、管理者を経由して協会に提出しなければならない。

2 管理者は、更新資格を有する者から前項の規定による申請があったときは、提出された申請書を取りまとめ、遅滞なく協会に送達するものとする。

(登録の取消し又は停止)

第 1 5 条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内において登録の効力を停止する処分手続を協会に求めることができる。

- (1) 条例又はこの規程等に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が責任技術者として不適当と認めたとき。

(公示)

第 1 6 条 管理者は、指定工事業者に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 指定工事業者を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事業者の指定を取り消し、又は停止したとき。
- (3) 指定工事業者の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。
- (4) 第10条第2項第2号、第3号及び第4号の届出を受理したとき。

(事務連絡会)

第 1 7 条 管理者は、指定工事業者による排水設備工事の適正な施工等を確保するため必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

- 2 指定工事業者又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(監査)

第 1 8 条 管理者は、必要に応じ、第3条に規定する指定要件に関わること並びに第7条に規定する責務及び遵守事項に関わること等指定工事業者の業務状況を監査することができる。

- 2 指定工事業者は、前項に規定する監査に対して正当な理由がない限り、これを拒み、又は妨害してはならない。
- 3 管理者は、第1項に規定する監査の結果、指導が必要と認めるときは、適当な措置を命じることができる。
- 4 指定工事業者は、前項に規定する措置を命じられたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第 1 9 条 この規程に定めるもののほか、下水道排水設備指定工事業者指定申請書等の様式その他必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規則の整備に関する規則（令和2年規則第17号）による廃止前の宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号。以下「廃止前の規則」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現に廃止前の規則の規定により指定されている指定工事業者は、この規程の相当規定により指定があつたものとみなす。
- 4 施行日前に交付された廃止前の規則の規定による下水道排水設備指定工事業者証は、この規程の相当規定により交付されたものとみなし、その指定の有効期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。

* * *

宮津市水道事業管理規程第4号

宮津市公共下水道使用料条例施行規程を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市公共下水道使用料条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮津市公共下水道使用料条例（平成4年条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特別な場合における使用料の算定)

第2条 条例第5条の使用料算定において、使用月の中で公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合における使用料は、次に定めるところにより算定する。

(1) 汚水量が基本汚水量の2分の1以内のときは、基本使用料の2分の1とする。

(2) 汚水量が基本汚水量の2分の1を超えるときは、1箇月とみなして算定する。

(一時使用の届出)

第3条 公共下水道を一時使用する者は、その使用の開始及び廃止の際に公共下水道一時使用開始・廃止届を水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(汚水量の認定等)

第4条 条例第6条第1項第2号に規定する水道水以外の汚水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水以外の水を家事に専用したときは、1世帯1人1使用月につき10立方メートルとし、1人増すごとに5立方メートルを加算した量をもって汚水量とする。

(2) 前号の水道水以外の水が水道水と併用されている場合は、前号により算出した量の2分の1をもって水道水以外の汚水量とする。

(3) 前2号以外の場合は、使用者の世帯人員、業務内容、揚水設備の能力及び稼働時間、水の使用状況その他の状況を勘案して汚水量を認定する。

2 使用者は、前項各号に規定する世帯人員その他の認定事項に異動が生じたときは、直ちに汚水量認定事項異動届を管理者に提出しなければならない。

3 第1項各号の規定により認定した汚水量は、別に計算しない限り毎使用月同量とみなし、使用月の中途において前項の規定による届出があったときは、当該提出のあった日の属する月の翌使用月からその汚水量を変更するものとする。

4 条例第6条第2項の規定による申告は、汚水量認定申告書を管理者に提出しなければならない。

5 管理者は、第1項の規定若しくは前項の申告により汚水量を認定したとき、又は第2項の異動を認めたときは、汚水量認定通知書を使用者に通知するものとする。

(汚水量の端数処理)

第5条 汚水量は、1立方メートルを単位とし、1立方メートル未満の端数が生じたときは、翌使用月に繰り越すものとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、公共下水道使用料減免申請書に必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その適否を決定し、公共下水道使用料減免決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 使用料を減額又は免除する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水道水が漏水した場合

(2) その他管理者が特別の理由があると認めた場合

(滞納処分に関する事務の委任)

第7条 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる使用料の滞納処分に関する事務を、使用料の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員に委任する。

(徴収員証の交付)

第8条 管理者は、使用料の賦課、徴収及び滞納処分に関する事務に従事する職員に対して、下水道使用料徴収員証（以下「証票」という。）を交付する。

2 証票の交付を受けた職員が前項の事務を行う場合には、証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、公共下水道一時使用開始・廃止届等の様式その他必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規則の整備に関する規則（令和2年規則第17号）による廃止前の宮津市公共下水道使用料条例施行規則（平成5年規則第15号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

* * *

宮津市水道事業管理規程第5号

宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受益者の地積)

- 第2条 条例第4条に規定する負担金の額の算定基準となる土地の地積は、登記簿によるものとし、条例第2条第2項に規定する仮換地の指定が行われた土地については、当該仮換地の地積とする。

- 2 前項の規定により難いと認められるとき又は必要があると認められるときは、実測その他の方法によるものとする。

(受益者の申告)

- 第3条 条例第5条の規定により公告された賦課対象区域内の土地所有者は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の定める日までに下水道事業受益者申告書を管理者に提出しなければならない。この場合において、地上権等を有する者が受益者であるときは、当該地上権等を有する者が受益者となることの同意を得なければならない。

- 2 前項の場合において、同一の土地に2人以上の受益者があるときは、当該受益者のうちから代表者を定め、同項の申告書にその旨記入しなければならない。

(不申告又は不当申告の場合の職権認定)

- 第4条 管理者は、前条及び第11条第1項の規定による申告のない場合又は申告の内容が事実と異なると認める場合は、職権で申告すべき事項を認定することができる。

(負担金の決定通知等)

- 第5条 条例第6条第3項に規定する負担金の額及び納付期日等の通知は、下水道事業受益者負担金決定通知書によるものとする。

(連帯納付義務)

- 第6条 共有し、又は共同使用している土地に係る負担金については、受益者は連帯して納付する義務を負う。

- 2 前項の連帯納付義務については、地方税法（昭和25年法律第226号）第10条の規定を準用する。

(負担金の繰上徴収)

- 第7条 管理者は、既に負担金の額の確定した受益者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該負担金でその納期限においてその金額を徴収することができないと認められるものに限って、納期限を繰り上げて徴収することができる。

(1) 受益者の財産について滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続が開始されたとき。

(2) 受益者につき相続があった場合において相続人が限定承認をしたとき。

(3) 法人である受益者が解散したとき。

(4) 偽りその他不正の行為により負担金を免れ、又は免れようとしたとき。

2 管理者は、前項の規定により繰上徴収をするときは、その旨を下水道事業受益者負担金納期限変更通知書により受益者に通知するものとする。

（督促）

第 8 条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第75条第3項の規定による督促は、督促状により通知するものとする。

（負担金の徴収猶予）

第 9 条 条例第10条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書により、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書により通知するものとする。

3 管理者は、前項に規定する決定通知を受けた受益者について徴収猶予を継続することが適当でないと認めるときは、その徴収猶予を取り消し、その猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。

4 管理者は、前項の規定により徴収猶予を取り消したときは、受益者に通知するものとする。

（負担金の減免）

第 1 0 条 条例第11条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金減免申請書により、管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者は、必要があると認めるときは、減免を受けようとする理由を証明する書類その他必要な資料を添付させることができる。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金減免決定通知書により受益者に通知するものとする。

（受益者の変更）

第 1 1 条 条例第12条の規定による受益者に変更があった場合の届出は、下水道事業受益者異動申告書によるものとする。

2 管理者は、前項の規定による届出により新たに受益者となった者に対し、第5条の規定に準じて負担金の額及び納付期日等を通知するものとする。

3 管理者は、前項の通知をした場合は、従前の受益者に対し、その負担義務を消滅した額を、下水道事業受益者負担金負担義務消滅通知書により通知するものとする。

（納付管理人）

第 1 2 条 受益者は、本市に住所を有しないとき又は有しなくなったときその他管理者において必要と認めたときは、負担金の納付に関する必要事項を処理させるため、本市に住所を有する者のうちから納付管理人を定めることができる。納付管理人を変更し、又は廃止した場合も同様とする。

2 受益者は、前項の規定により納付管理人を定めたときは、下水道事業受益者負担金納付管理人（設置・変更・廃止）申告書により、管理者に提出しなければならない。

（住所の変更）

第 1 3 条 受益者又は納付管理人が住所を変更したときは、遅滞なく住所変更申告書により、管理者に提出しなければならない。ただし、前条の規定により受益者が新たに納付管理人を定めて申告したときは、この限りでない。

（滞納処分に関する事務の委任）

第 1 4 条 管理者は、法第75条第5項の規定により国税滞納処分の例により徴収することができる負担金の滞納処分に関する事務を、負担金の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員に委任する。

(徴収員証の交付等)

第 1 5 条 管理者は、負担金の賦課、徴収及び滞納処分に関する事務に従事する職員に対して、下水道事業受益者負担金徴収員証（以下「証票」という。）を交付する。

2 証票の交付を受けた職員が前項の事務を行う場合には、証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第 1 6 条 この規程に定めるもののほか、下水道事業受益者申告書等の様式その他必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規則の整備に関する規則（令和 2 年規則第 17 号）による廃止前の公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成 5 年規則第 16 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

* * *

宮津市水道事業管理規程第 6 号

宮津市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市水道事業会計規程の一部を改正する規程

宮津市水道事業会計規程（昭和 51 年水管規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市水道事業及び下水道事業会計規程

第 1 条中「宮津市水道事業（以下「水道事業」という。）」を「宮津市水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第 2 項中「管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第 4 項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第 4 条第 1 項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第 2 項中「宮津市水道事業出納取扱金融機関」を「宮津市上下水道事業出納取扱金融機関」に、「宮津市水道事業収納取扱金融機関」を「宮津市上下水道事業収納取扱金融機関」に改め、同条第 4 項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第 5 条及び第 9 条第 1 項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第 14 条第 1 項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第 2 項中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

第 18 条、第 19 条第 3 項及び第 4 項、第 22 条、第 26 条第 4 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 1 項、第 48 条並びに第 56 条第 1 項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第 7 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章の 2 リース会計に係る特例

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についての特例)

第 8 4 条の 2 前章の規定にかかわらず、第 67 条第 1 号キ及び第 2 号カに掲げるリース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産に限る。）については、地方公営企業法施行規則第 55 条第 1 号及び第 2 号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

る。

(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産で重要性の乏しいものについての特例)
第84条の3 前章の規定にかかわらず、第67条第1号キ及び第2号カに掲げるリース資産(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産で重要性の乏しいものに限る。)については、地方公営企業法施行規則第55条第3号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 前項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するものをいう。

(1) 購入時に費用処理するものであること。

(2) リース期間が1年以内であること。

第91条及び第95条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

別表中「勘定科目表」を「水道事業勘定科目表」に改め、同表費用勘定の項の表水道事業費用の部営業費用の款原水及び浄水費の項中

「賃金報酬	臨時職員及び人夫の賃金	を	「報酬	に改め、
」	」		」	

同款配水及び給水費の項及び受託工事費の項中

「賃金 法定福利費	を	「法定福利費	に改め、
」		」	

同款総係費の項中

「賃金報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬	を	「報酬 臨時又は非常勤の顧問等に対する報酬	に改め、
」	」		」	

同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第14条関係)

下水道事業勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
下水道事業収益	営業収益	下水道使用料		主たる営業活動から生ずる収益 下水道使用料金 排水設備の新設又は修繕等の工事委託による収益
		受託事業収益		
		その他の営業収益	材料売却収益 手数料	
	営業外収益		雑収益	器具、材料の販売代金 督促手数料、排水管工事検査手数料等 上記以外の営業収益
		受取利息及び配当金	預金利息 基金利息	金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益

		他会計負担金 他会計補助金 国庫補助金 府補助金 長期前受金戻入 資本費繰入収益 雑収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	貸付金利息 有価証券利息 配当金 不用品売却収益 その他雑収益	収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの 地方公営企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの 不用品の売却代金 当年度の経常的収益から除外すべき利益 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
--	--	--	---	--

費用勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
下水道事業費用	営業費用	管渠費	給料 手当 報酬 法定福利費 旅費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費	主たる営業活動から生ずる費用 管渠等の維持及び作業に要する費用 職員の本給 職員の扶養、暫定、期末、勤勉、超過勤務及び特殊作業等の諸手当 事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び公務災害補償費等 旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費 被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費 事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具、備品費 工事用、自動車用及び採暖用燃料費 電気料金、ガス料金等 文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費 はがき、郵便切手、電信電話料、電

				委託料	話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
				手数料	施設点検及び作業等の委託に要する費用
				賃借料	公金取扱、訴訟手数料等
				修繕費	借地料、自動車借上料等
				路面復旧費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
				動力費	管渠の修繕等による道路法に定められた道路の修復費
				薬品費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
				材料費	水質試験等に要する薬品費
				補償金	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
				負担金	補償金、賠償金、見舞金等
				雑費	ポンプ場に係る施設設備等の維持及び作業に要する費用
		ポンプ場費		給料	
				手当	
				法定福利費	
				旅費	
				被服費	
				備消耗品費	
				燃料費	
				光熱水費	
				印刷製本費	
				通信運搬費	
				委託料	
				手数料	
				賃借料	
				修繕費	
				路面復旧費	
				動力費	
				薬品費	
				材料費	
				補償金	
				雑費	
		受託事業費		給料	排水設備の新設又は修繕等の受託工事に要する費用
				手当	
				法定福利費	
				旅費	
				被服費	
				備消耗品費	
				燃料費	
				光熱水費	

			印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 路面復旧費 動力費 薬品費 材料費 補償金 雑費	
		流域下水道維持管理費		流域下水道の維持管理に要する経費
		普及指導費	負担金	水質規制、水洗化普及促進対策に要する費用
			給料 手当 法定福利費 旅費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 動力費 路面復旧費 材料費 補助金 補償金 雑費	
		総係費		高齢者世帯排水設備整備費補助金等
				事業活動の全般に関連する費用並びに使用料の徴収その他の業務に要する費用
			給料 手当 賞与等引当金 繰入額 報酬	賞与引当金として計上するための繰入額 臨時又は非常勤の顧問等に対する報酬
			法定福利費 旅費 退職給付費 報償費 被服費	退職手当組合負担金等 報償金、奨励金等

			備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 広告料 委託料 手数料 賃借料 修繕費 動力費 材料費 補償金 研修費 食糧費 厚生費 会費負担金 保険料 貸倒引当金繰 入額 雑費	広告、宣伝に要する費用 職員の研修に要する費用 会議のための茶菓、弁当代等 医務、衛生、保健、文化、体育、慰 安等に要する費用 関係団体の会費負担金 事業用財産に対する損害保険料 貸倒引当金として計上するための繰 入額
		減価償却費	有形固定資産 減価償却費	地方公営企業法施行規則第13条、第 15条又は第16条の規定による償却額 建物、構築物、機械及び装置、車両 運搬具、工具、器具及び備品、リース 資産等（耐用年数1年未満又は取得 価額10万円未満のものを除く。）の 償却額
		資産減耗費	無形固定資産 減価償却費	借地権、地上権、特許権、施設利用 権及びリース資産の償却額
		その他営業費用	固定資産除却 費 たな卸資産減 耗費 材料売却原価 雑支出	有形固定資産の除却損又は廃棄損及 び撤去費 たな卸資産のき損、変質又は減失に による除却費 上記以外の営業費用 排水設備用の販売器具、材料等の原 価
	営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸 費	企業債利息 借入金利息 企業債手数料 及び取扱費	金融及び財務活動に伴う費用その他 主たる営業活動に係る費用以外の費 用 企業債に対する利息 他会計借入金、一時借入金等に対す る利息 企業債の元利償還のつど支払う手数 料及び取扱費

	特別損失	雑支出 固定資産売却損 減損損失 臨時損失 過年度損益修正損 その他特別損失	リース債務支払利息 不用品売却原価 その他雑支出	リース資産取得に伴う利息 売却した不用品の原価 当年度の経常的費用から除外すべき損失 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの、減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額 天災その他特別な理由による巨額の臨時損失 前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
--	------	---	------------------------------------	--

資産勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定資産	有形固定資産	土地 建物	事務所用地 施設用地 その他土地 事務所用建物	土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等（耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満のものを除き、遊休施設、未稼働施設その他の将来営業の用に供する目的をもって所有する資産を含む。） 事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係あるものを除く。）及び測量費の合計額 本庁舎用地等もっぱら事務所のために用いる土地 管路、中継ポンプ場施設等のために用いる土地（施設に附属する事務所の用地を含む。） 事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備、買収建物を使用するために要した模様替、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。 本庁舎、営業所等もっぱら事務所の用に供されている建物

			施設用建物	中継ポンプ場等の用に供されている建物
			その他の建物	
	建物減価償却累計額		事務所用建物減価償却累計額	
			施設用建物減価償却累計額	
			その他の建物減価償却累計額	
	構築物		下水管路等土地に定着する土木施設又は工作物	
			汚水管路施設	汚水排水用の管渠、人孔、ます等の施設
			ポンプ場施設	汚水をポンプにより揚水又は圧送するための施設
			その他構築物	
	構築物減価償却累計額		汚水管路施設減価償却累計額	
			ポンプ場施設減価償却累計額	
			その他構築物減価償却累計額	
	機械及び装置		機械、装置及びコンベヤ等の運搬設備並びにこれらの附属品	
			電気設備	電動機、変圧器等及び所内配電設備（建物に含むものを除く。）
			ポンプ設備	ポンプ及びこれに直結し、分離しがたい電動機等の電気設備
			その他機械装置	
	機械及び装置減価償却累計額		電気設備減価償却累計額	
			ポンプ設備減価償却累計額	
			その他機械装置減価償却累計額	
	車両運搬具		自動車、その他の陸上運搬具	
	車両運搬具減価償却累計額			

		工具、器具及び備品		機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、タイプライター、机等の備品で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの
		工具、器具及び備品減価償却累計額		
		リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		リース資産減価償却累計額		
		建設仮勘定		有価固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）上記以外の有形固定資産
		その他有形固定資産		
		その他有形固定資産減価償却累計額		
	無形固定資産			
		借地権		有償取得した水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権及びリース資産 土地の上に設定された民法第601条に規定する権利
		地上権		民法第265条に規定する権利
		特許権		特許法第29条に規定する権利
		施設利用権		流域下水道に係る施設利用権、電気ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利）等
		リース資産		無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		その他無形固定資産		
	投資			
		投資有価証券		金融商品取引法第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
			地方債 国債 株式 社債 その他有価証券	
		出資金		
		長期貸付金	一般貸付金	他会計に対する長期貸付金以外のもの

流動資産	現金 預金	基金	他会計貸付金	の 他会計への長期貸付金 基金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの 上記以外の投資の性質を有するもの
		その他投資		
	現金 預金	現金		現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手等
		預金		貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来する定期預金、普通預金等
	未収金	営業未収金	未収下水道使用料 その他営業未収金	営業活動に係る収益の未収入額 下水道使用料の未収入額
		営業外未収金	未収受取利息 未収消費税及び地方消費税還付金 その他営業外未収金	材料売却代金、手数料等の未収入額 預金、貸付金利息等の未収入額
		その他未収金		不用品売却代金、賃貸料等の未収入額 固定資産売却代金等上記以外の未収金
	貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	有価証券			一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。）
	貯蔵品			いまだ使用に供されていない材料並びに耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品（固定資産の建設、改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。）
	短期貸付金	材料 消耗工具、器具及び備品	(節区分は貯蔵品名鑑に定めるところによる。)	金属材料、木材、燃料、薬品等 耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品
		消耗品 その他貯蔵品		文具、用紙等の事務用品等 廃材、用途廃止の機械器具等上記以外の貯蔵品
		一般短期貸付金 他会計貸付金		他会計以外に対する貸付金 他会計に対する短期貸付金

	前払費用			前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの
	前払金			物品の購入、工具の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの
	その他流動資産	前払消費税及び地方消費税 その他前払金		
		保管有価証券		差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの
		仮払消費税及び地方消費税 その他雑流動資産		仕入に係る消費税及び地方消費税
				上記以外の流動資産

資本勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
資本金	自己資本金	固有資本金		企業開始の時（法適用の時）における引継資本金の額
		出資金		他会計からの出資金の額
		組入資本金		剰余金から資本金に組み入れた額
剰余金	資本剰余金	再評価積立金		地方公営企業法施行令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
		受贈財産評価額		償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
		寄附金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
		国庫補助金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた国庫補助金
		府補助金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた府補助金
		工事負担金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金
		保険差益		固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額
		その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金

利益剰余金	減債積立金		企業債の償還に充てるため積み立てた額 欠損金をうめるため積み立てた額 建設又は改良のために積み立てた額
	利益積立金 建設改良積立金		
	当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (又は繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (又は当年度純損失)	当年度末における繰越利益剰余金 (又は繰越欠損金)の額に当年度の純利益 (又は純損失)の金額を加減した額 前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処理欠損金)の額から前年度利益剰余金処分額(又は前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金(又は繰越欠損年)の額 当年度の損益取引の結果発生した純利益(又は純損失)

負債勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定負債	企業債			建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債(1年以内に償還期限の到来するものを除く。)
	他会計借入金			建設改良費等の財源に充てるために他会計から繰り入れた借入金(1年以内に返済期限の到来するものを除く。)
	リース債務			ファイナンス・リース取引におけるリース債務(1年以内に支払期限の到来するものを除く。)
	引当金	修繕引当金		将来発生することが予想される多額の修繕費の準備のための引当額(1年以内に使用される見込みのものを除く。)
	その他固定負債			上記以外の固定負債
流動負債				借入金等で貸借対照表日から起算して1年以内に返還又は支払を要するもの
	一時借入金 企業債			1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
	他会計借入金			1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	リース債務			1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリー

繰延収益	未払金			ス債務 特定の契約等により既に確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの（未払費用に属するものを除く。） 営業活動に係る通常の取引により発生する未払金
		営業未払金		
		営業外未払金		
		その他未払金	未払消費税及び地方消費税	
	未払費用			固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金 未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた役務の対価の未払額
	前受金			契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの 前受下水道使用料、前受事業収益等主たる営業活動に係る収益の前受額 前受利息、前受賃貸料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額 固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
		営業前受金		
		営業外前受金		
		その他前受金		
	引当金	賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	その他流動負債			預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債 売上げに係る消費税及び地方消費税
		仮受消費税及び地方消費税 その他流動負債		
	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額
	長期前受金 収益化累計額			

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

* * *

宮津市水道事業管理規程第7号

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係規程の整備に関する規程

(宮津市水道事業処務規程の一部改正)

第1条 宮津市水道事業処務規程(昭和43年水管規程第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市水道事業及び下水道事業処務規程

第1条中「宮津市水道事業の設置等に関する条例」を「宮津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改める。

第3条第1項中「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第4条中「及び水道整備係」を「、施設整備係及び浄水係」に改め、同条上下水道課管理係の項第1号中「水道関係工事」を「上下水道関係工事」に改め、同項第2号中「指定給水装置の工事業者」を「指定給水装置工事事業者の指定」に改め、同項第3号中「水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加え、同項第9号中「水道使用料金等」を「水道使用料金、公共下水道使用料等」に改め、同項第10号を削り、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号を同項第12号とし、同項第14号を同項第13号とし、同項に次の4号を加える。

- (14) 応急給水に関すること。
- (15) 下水道事業の受益者負担金に関すること。
- (16) 下水道排水設備指定工事業者の指定に関すること。
- (17) 水洗化の推進に関すること。

第4条上下水道課水道整備係の項を次のように改める。

施設整備係

- (1) 水道配水施設整備計画に関すること。
- (2) 工事用資材の選定及び検査に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者の指導に関すること。
- (4) 水道配水施設の維持管理並びに拡張及び改良の設計並びに施工監督に関すること。
- (5) 給水装置等の拡張及び改良の設計並びに施工監督に関すること。
- (6) 給水装置の設計審査、しゅん工検査及び修繕の指導に関すること。
- (7) 下水道の計画及び立案に関すること。
- (8) 下水道排水設備指定工事業者の指導に関すること。
- (9) 下水道施設の維持管理並びに拡張及び改良の設計並びに施工監督に関すること。
- (10) 排水設備の設計審査、しゅん工検査及び修繕の指導に関すること。
- (11) 下水道に係る特定施設及び除害施設に関すること。

浄水係

- (1) 水道浄水施設整備計画に関すること。
- (2) 浄水場の維持管理並びに拡張及び改良の設計並びに施工監督に関すること。
- (3) 給水の制限及び調整に関すること。
- (4) 水質の管理及び検査に関すること。

(5) 水源の汚染防止及び保全に関すること。

(6) 浄水場管理人等の指揮監督に関すること。

(宮津市水道事業事務代決及び専決規程の一部改正)

第 2 条 宮津市水道事業事務代決及び専決規程（平成 4 年水管規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市水道事業及び下水道事業事務代決及び専決規程

第 1 条中「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 2 条第 4 号及び第 5 号中「宮津市水道事業処務規程」を「宮津市水道事業及び下水道事業処務規程」に改める。

別表第 1 第 7 項中「臨時職員又は嘱託職員の雇用」を「会計年度任用職員の任用」に改め、同表第 10 項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同項を同表第 11 項とし、同表第 9 項の次に次の 1 項を加える。

10 受益者負担金及び下水道使用料の滞納処分に関すること。

別表第 2 第 7 項中「水道施設」を「上下水道施設」に改める。

(宮津市水道事業公印規程の一部改正)

第 3 条 宮津市水道事業公印規程（昭和 60 年水管規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市水道事業及び下水道事業公印規程

第 1 条中「宮津市水道事業」を「宮津市水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」に改める。

第 5 条第 1 項中「管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

別表中

水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印	丸形	直径 18	水道事業の管理者の権限をもって発する文書	を	上下水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印	丸形	直径 18	上下水道事業の管理者の権限をもって発する文書	に
水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印凸版	丸形	直径 15	水道事業の管理者の権限をもって発する文書		上下水道事業の管理者の権限を行う者としての市長印	丸形	直径 15	上下水道事業の管理者の権限をもって発する文書	
水道事業の管理者の権限を行う者としての市長職務代理人印	丸形	直径 18	水道事業の管理者職務代理者の権限をもって発する文書		上下水道事業の管理者の権限を行う者としての市長職務代理人印	丸形	直径 18	上下水道事業の管理者職務代理者の権限をもって発する文書	

水道企業 出納員印	丸形	直径 18	金品の出 納に関す る文書		上下水道 企業出納 員印	丸形	直径 18	金品の出 納に関す る文書
--------------	----	-------	---------------------	--	--------------------	----	-------	---------------------

改める。

(宮津市水道企業職員の職名に関する規程の一部改正)

第 4 条 宮津市水道企業職員の職名に関する規程（昭和43年水管規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市上下水道企業職員の職名に関する規程

第 1 条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

(宮津市水道企業職員の身分を示す証票に関する規程の一部改正)

第 5 条 宮津市水道企業職員の身分を示す証票に関する規程（昭和43年水管規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市上下水道企業職員の身分を示す証票に関する規程

第 1 条中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加える。

第 4 条中「管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

様式第 1 号中「宮津市職員」を「宮津市上下水道企業職員」に改める。

様式第 2 号中「水道企業現金取扱員証」を「上下水道企業現金取扱員証」に改める。

(宮津市水道企業職員の服務、勤務時間、勤務条件及び身分取扱に関する規程の一部改正)

第 6 条 宮津市水道企業職員の服務、勤務時間、勤務条件及び身分取扱に関する規程（昭和43年水管規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市上下水道企業職員の服務、勤務時間、勤務条件及び身分取扱に関する規程

本則中「水道企業職員」を「上下水道企業職員」に改める。

(宮津市水道企業職員給与支給規程の一部改正)

第 7 条 宮津市水道企業職員給与支給規程（昭和43年水管規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市上下水道企業職員給与支給規程

本則中「宮津市水道企業職員」を「宮津市上下水道企業職員」に改める。

(宮津市水道企業職員旅費規程の一部改正)

第 8 条 宮津市水道企業職員旅費規程（昭和46年水管規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市上下水道企業職員旅費規程

本則中「水道企業職員」を「上下水道企業職員」に改める。

(宮津市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第 9 条 宮津市水道事業給水条例施行規程（平成10年水管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

(宮津市水道事業給水停止に関する規程の一部改正)

第 1 0 条 宮津市水道事業給水停止に関する規程（平成19年水管規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程の一部改正)

第 1 1 条 宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（宮津市水道事業検針業務委託規程の一部改正）

第 1 2 条 宮津市水道事業検針業務委託規程（昭和60年水管規程第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

（宮津市水道使用料収納事務委託規程の一部改正）

第 1 3 条 宮津市水道使用料収納事務委託規程（昭和62年水管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市水道使用料金収納事務委託規程

第 1 条中「水道使用料」を「水道使用料金」に改める。

第 2 条中「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

（宮津市浄水場管理規程の一部改正）

第 1 4 条 宮津市浄水場管理規程（昭和60年水管規程第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「水道整備係」を「浄水係」に改める。

第 4 条第 1 項中「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

（市長に対する事務委任規程の一部改正）

第 1 5 条 市長に対する事務委任規程（平成28年水管規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「宮津市水道事業」を「宮津市水道事業及び下水道事業」に改める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市水道事業管理規程第 8 号

宮津市水道事業嘱託職員取扱規程及び宮津市水道事業臨時職員取扱規程を廃止する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市水道事業嘱託職員取扱規程及び宮津市水道事業臨時職員取扱規程を廃止する規程次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 宮津市水道事業嘱託職員取扱規程（昭和60年水管規程第 8 号）

(2) 宮津市水道事業臨時職員取扱規程（昭和60年水管規程第 9 号）

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

《公 告》

宮津市上下水道公告第 1 号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 4 年条例第29号）第 5 条の規定により、公告します。

令和 2 年 4 月 1 日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市字今福、江尻、中野、難波野及び大垣の各一部

議 会

《規 程》

宮津市議会規程第 1 号

宮津市議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市議会議長 北 仲 篤

宮津市議会事務局規程の一部を改正する規程

宮津市議会事務局規程（昭和 41 年議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 号中「臨時職員の雇用」を「会計年度任用職員の任用」に改める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会

《規 則》

宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 1 号

宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成 31 年教委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「10 人」を「15 人」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 2 号

宮津市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則（昭和 47 年教委規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「、休暇」の次に「、業務量の適切な管理」を加え、同条を第 6 条とする。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(業務量の適切な管理等)

第5条 教育委員会は、職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 箇月について45時間

(2) 1 年について365時間

2 教育委員会は、職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 箇月について100時間未満

(2) 1 年について720時間

(3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1 箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1 年のうち1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6 箇月

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会基本規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第3号

宮津市教育委員会基本規則等の一部を改正する規則

(宮津市教育委員会基本規則の一部改正)

第1条 宮津市教育委員会基本規則（昭和31年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「嘱託」を「会計年度任用職員」に改める。

(宮津市立中学校部活動指導員の任用等に関する規則の一部改正)

第2条 宮津市立中学校部活動指導員の任用等に関する規則（平成30年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職」を「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第7条中「宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）」を「宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）」に改める。

(宮津市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正)

第3条 宮津市社会教育指導員設置等に関する規則（昭和47年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）」を「宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第 4 号

令和 2 年第 4 回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 3 月 6 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 日 時 令和 2 年 3 月 10 日（火）午前 9 時 00 分

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第 5 号

令和 2 年第 5 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 3 月 23 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 日 時 令和 2 年 3 月 25 日（水）午前 9 時 00 分

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

《 訓 令 》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第 1 号

庁 中 一 般

各教育機関

宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会事務決裁規程（平成 3 年教育長訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 4 項中「臨時職員又は嘱託職員の雇用」を「会計年度任用職員の任用」に改める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

監査委員

《 告 示 》

宮津市監査委員告示第 1 号

宮津市監査基準を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市監査委員 稲 岡 修
同 河 原 末 彦

宮津市監査基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の規定に基づき、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基本事項を定めるものとする。

(監査等の目的)

第 2 条 監査等は、本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するとともに、自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第 3 条 この基準における監査等は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
 - (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
 - (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
 - (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
 - (5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
 - (6) 基金運用状況審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
 - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- 2 前項第 1 号に規定する財務監査は、定期監査又は随時監査として実施する。
- 3 議会の請求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査その他前項に掲げるもの以外の監査等については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範等)

第 4 条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとりその職務を遂行しなければならない。

- 2 監査委員は、独立のかつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行しなければならない。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門性)

第 5 条 監査委員は、本市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めなければならない。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとり遂行

されるよう、本市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせなければならない。

(質の管理)

第 6 条 監査委員は、この基準にのっとり、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保しなければならない。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行わなければならない。

3 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

(監査計画)

第 7 条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。この場合において、監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第 8 条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第 9 条 前条のリスクの内容及び程度を検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第 10 条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第 11 条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第 12 条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員等との連携)

第 13 条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員等との連携を図るものとする。

(講評の実施及び弁明、見解等の聴取)

第 14 条 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定しようとするときは、あらかじめ対象部局等の長に対し講評を行い、これに対する弁明、見解等を聴取しなければならない。

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第 15 条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出する

ことができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第 1 6 条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類
 - (3) 監査等の対象
 - (4) 監査等の着眼点（評価項目）
 - (5) 監査等の実施内容
 - (6) 監査等の結果
 - (7) その他監査委員が必要と認める事項
- 2 前項第 6 号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 財務監査 前項第 1 号から第 5 号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (2) 行政監査 前項第 1 号から第 5 号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (3) 財政援助団体等監査 前項第 1 号から第 5 号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (4) 決算審査 前項第 1 号から第 5 号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - (5) 例月出納検査 前項第 1 号から第 5 号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (6) 基金運用審査 前項第 1 号から第 5 号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- 3 第 1 項第 6 号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めなければならない。

(合議)

第 1 7 条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

(4) 決算審査に係る意見の決定

(5) 基金運用状況審査に係る意見の決定

(6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第 1 8 条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第 1 9 条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

(公表の方法)

第 2 0 条 第 1 7 条第 2 項、第 1 8 条及び前条第 1 項の公表は、宮津市公告式条例（昭和 29 年条例第 2 号）の例により行うものとする。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

《規 程》

宮津市監査委員規程第 1 号

宮津市監査委員監査規程（平成 11 年監査委規程第 1 号）は、令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止する。

令和 2 年 3 月 31 日

宮津市監査委員 稲 岡 修
同 河 原 末 彦

《公 表》

宮津市監査公表第 87 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮津市監査委員 稲 岡 修
宮津市監査委員 河 原 末 彦

令和元年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査の期間

令和 2 年 1 月 8 日から令和 2 年 3 月 25 日まで

3 監査の方法等

平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、全部・局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査

を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

4 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (4) 滞納整理事務は適正に行われているか。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、概ね適正に行われていると認められた。

引き続き、事務・事業の執行に当たっては、法令、規則等に基づき適正な執行、管理に努めるとともに、宮津市の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が求められていることに鑑み、事業の目的、意義、さらには経済性、有効性といった視点を十分に踏まえながら公共の福祉の増進に努められることを期待する。

■令和元年度定期監査結果の概要

全般的事項

1 業務執行体制について

機構及び部局別職員数の状況は、次のとおりとなっている。

◇部局別職員数の状況

部 局 等		定 数	職 員 数 平成 31 年 4 月 1 日	職 員 数 平成 30 年 4 月 1 日
市長事務部局	理 事	185 人	0 人	1 人
	総 務 部		17 人	27 人
	企画財政部		23 人	(企画部) 20 人
	市 民 部		28 人	29 人
	健康福祉部		49 人	48 人
	産業経済部		24 人	19 人
	建 設 部		25 人	30 人
	会 計 課		4 人	4 人
小 計		185 人	170 人	178 人
議 会		5 人	4 人	4 人
教育委員会		48 人	35 人	37 人
選挙管理委員会		1 人	0 人	0 人
公平委員会		1 人	0 人	0 人
監 査 委 員		2 人	1 人	1 人
農業委員会		3 人	2 人	2 人
公 営 企 業		15 人	11 人	11 人
合 計		260 人	223 人	233 人

組織体制は、前年度の12部局22課42係から11部局17課38係に再編され、組織の簡素化が図られている。

職員数は、前年の233人から223人と10人の減員となっている。平成17年の300人から比較すると77人の減員となっている。

2 予算の執行について

予算の執行、収入、支出事務については、全般的には概ね適正に行われていると認められた。

なお、平成30年度決算における健全化判断比率は基準内にあるものの上昇(悪化)しており、良好とは言えない水準で推移していることから、今後の財政運営についてなお一層の配慮を払われたい。

3 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、平成31年4月1日から令和元年10月31日までに執行された業務委託、工事・修繕、補助金及び貸付金の状況は、次のとおりである。

部局別事務事業の状況

※ 市民部における環境美化事業補助金、資源ごみ回収活動報奨金については、一括してそれぞれ

部 局 等		事務事業の件数				合 計 ①～④	前年度
		①業務委託	②工事・修繕	③補助金	④貸付金		
市長事務部局	総 務 部	43	4	16		63	64
	企画財政部	33	2	15		50	78
	市 民 部	47	13	10		70	68
	健康福祉部	80		13		93	105
	産業経済部	25	51	37		113	95
	建 設 部	90	74	4		168	200
	会 計 課						
小 計		318	144	95		557	610
議 会		2				2	2
教育委員会		42	8	18		68	84
選挙管理委員会							
公平委員会							
監 査 委 員							
農業委員会		2				2	1
合 計		364	152	113		629	697

1件とした。

事務事業の件数を前年度同時期と比較すると、合計で68件減少している。内訳は、業務委託が18件、工事・修繕が39件、補助金が10件、貸付金が1件、いずれも減少している。

4 契約事務について

(1) 契約状況

①業務委託について

○監査対象とした業務委託 364件の契約方法は、指名競争入札18件(4.9%)、随意契約 346件(95.1%)となっており、その大部分が随意契約で執行されている。

業務委託の契約方法

区 分	業 務 委 託		前年度の業務委託	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数(件)	構成比 (%)
条件付一般競争入札	—	—	—	—
指名競争入札	18	4.9	23	6.0
随 意 契 約	346	95.1	359	94.0

計	364	100.0	382	100.0
---	-----	-------	-----	-------

○契約金額別の件数は、次のとおりである。

業務委託の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	業 務 委 託		前年度の業務委託	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
10 万円以下	50	13.7	71	18.6
10 万円超 50 万円以下	130	35.7	120	31.4
50 万円超 100 万円以下	51	14.0	35	9.2
100 万円超 500 万円以下	91	25.0	99	25.9
500 万円超 1,000 万円以下	24	6.6	23	6.0
1,000 万円超	18	5.0	34	8.9
計	364	100.0	382	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、本年度年間委託料の額で区分した。)

○指名競争入札による18件の入札者数は次のとおりであった。

○随意契約によるもの346件の地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

業務委託の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契 約 区 分		契約 件数	入札・見積者数				前年度 契約件数
			省略	1 者	2 者	3 者以上	
条件付一般競争入札							
指 名 競 争 入 札		18			1	17	23
随 意 契 約	(167 条の 2 第 1 項各号の要旨)						
	第 1 号予定価格が範囲内	162	29	97	7	29	165
	第 2 号その性質目的が競争入札に適さない	167	29	136		2	159
	第 3 号福祉団体等との契約	12		12			10
	第 4 号新商品の開拓を図る者との契約						
	第 5 号緊急の必要により						18
	第 6 号競争入札に付することが不利	1		1			1
	第 7 号時価に比して著しく有利な価格						
	第 8 号競争入札に付し入札者がいない	4		4			6
	第 9 号落札者が契約しないとき						
小 計		346	58	250	7	31	359
計		364	58	250	8	48	382

②工事・修繕について

○工事等に係るもの 152件の契約方法は、指名競争入札を行ったもの57件 (37.5%)、随意契約によるもの 95件(62.5%)となっている。なお、一般競争入札の実施はなかった。

工事・修繕の契約方法

区 分	工 事 等	前年度の工事等
-----	-------	---------

	件 数(件)	構成比(%)	件 数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札	—	—	—	—
指名競争入札	57	37.5	69	36.1
随 意 契 約	95	62.5	122	63.9
計	152	100.0	191	100.0

○契約金額別の件数は、次のとおりである。

工事・修繕の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	工事・修繕		前年度の工事・修繕	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
50 万円以下	34	22.3	39	20.4
50 万円超 130 万円以下	27	17.8	47	24.6
130 万円超 300 万円以下	31	20.4	31	16.2
300 万円超 1,000 万円以下	29	19.1	35	18.3
1,000 万円超 5,000 万円以下	27	17.8	29	15.2
5,000 万円超 1 億 5,000 万円以下	4	2.6	8	4.2
1 億 5,000 万円超			2	1.1
計	152	100.0	191	100.0

○指名競争入札による57件の入札者数は、次のとおりであった。

○随意契約による95件について地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

工事・修繕の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積業者数別の件数

契 約 区 分		契約 件数	入札・見積者数				前年度 契約件数
			省略	1 者	2 者	3 者以上	
条件付一般競争入札							
指名競争入札		57				57	69
随 意 契 約	(167 条の 2 第 1 項各号の要旨)						
	第 1 号予定価格が範囲内	51		39	1	11	66
	第 2 号その性質目的が競争入札に適さない	18		17	1		25
	第 3 号福祉団体等との契約						
	第 4 号新商品の開拓を図る者との契約						
	第 5 号緊急の必要により	8		8			20
	第 6 号競争入札に付することが不利	8		8			4
	第 7 号時価に比して著しく有利な価格						
	第 8 号競争入札に付し入札者がいない	10		10			7
	第 9 号落札者が契約しないとき						
小 計		95		82	2	11	122
計		152		82	2	68	191

(2) 契約、文書事務について

① 文書事務について

文書事務については、年度当初に庶務担当係長会議が開催され、原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底を図られてきたところである。

しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、周知された記載どおりとなっていないものや根拠法令が理解されていないと思われる記載が見受けられるとともに、誤字、脱字等の単

純なミスや不鮮明な押印も多く見受けられた。

文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、決裁過程で誤りが是正されるよう内部牽制を強化し、適正な事務処理が行われることを強く望むものである。

② 印紙について

契約書類の印紙の取扱いについては概ね改善が図られているが、依然として、原議書に記載の印紙税額と契約書に貼付してある印紙税額が違うケースが見受けられた。

印紙税法に照らして、印紙税額が適正であるかどうかの確認はもとより、受注者から提出された契約書の確認も含め、適切な事務処理に努められたい。

③ 契約状況について

契約件数は前年度と比較して、業務委託は18件、工事・修繕は39件の減少している。

業務委託に係る契約方法は、指名競争入札が18件（4.9%）、随意契約が346件（95.1%）となっており、大部分が随意契約で執行されている。工事・修繕については、指名競争入札が57件（37.5%）、随意契約が95件（62.5%）となっており、前年度と比較すると指名競争入札の比率が1.4ポイント高くなったものの依然として随意契約の割合が高くなっている。

また、随意契約のうち、業務委託の250件（72.3%）、工事・修繕の82件（86.3%）が1者見積りで行われている。

災害復旧事業における少額工事や緊急の必要、競争入札に付し入札者がいない等の理由により、随意契約及び1者見積りによる契約件数が昨年度から多くなっているが、随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法である。その中でも1者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分認識した上で運用されるよう要望する。

④ 契約書について

業務委託契約書において、契約保証金の欄が未記載のまま契約されているものや、契約書第5条の業務完了報告書に係る規定が基準契約書と異なる記載となっているものが見受けられた。

契約事務については、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされているところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

5 補助金について

監査対象とした補助金は113件で、前年度から10件減少している。監査を行った交付事務については、概ね適正に行われていると認められ、各種団体の自主的な社会活動の実現に役立つものとなっている。

しかしながら、申請者から前金払の書類提出がないにもかかわらず前金払で交付しているケースや、事業計画上必要と認め難い全額の前金払いを行ったものも依然として見受けられた。市の一方的な決裁手続で行うのではなく、書類による申出によって必要性を判断されたい。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

6 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施や電話催告等により収納率向上に努められているところである。

しかしながら、滞納繰越分の収納状況において、収納率10%未満の収納金も多く、毎年度滞納が増加傾向にある。公債権、私債権の別はあるものの法的措置を視野に入れた条例改正も検討され、実効性が担保できる体制を構築することが必要である。新たな滞納対策の制度設計を早急に検討され、その下で滞納額の解消が図られることを期待するものである。

また、負担の公平性と財政健全化の推進の観点からも、引き続き職員の専門的知識の向上に努められ、従来の慣例に捉われることなく滞納者の実情を把握した上で、粘り強く徴収活動を進められたい。

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第3号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和2年3月3日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

1 日 時 令和2年3月10日（火）午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

議案第10号 非農地証明交付申請の承認について

議案第11号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第12号 農用地利用配分計画に係る意見について